

「共に生きる社会の実現をめざして」

ニュースレター

特集

矯正施設を退所した知的障害者等への支援

第58号

平成30(2018)年
10月1日発行



上毛かるた「許諾第30-02048号」

少林山達磨寺（「縁起だるまの少林山」として、群馬の自然や歴史を題材とした「上毛かるた」に詠われている）

少林山達磨寺は、観音山丘陵の端に位置し、国立のぞみの園からほど近くの場所にあります。その由来は、室町時代末期にさかのぼり、厄除け・子授け・子育て・縁結びにご利益のある「観音菩薩」をお祀りしたお堂が始まりです。

その後、江戸時代に碓氷川が氾濫した時、川の中にあった光り輝く香木をお堂に納め、1680年に「一了居士」という行者が、この霊木で「達磨大師」の座禅像を彫刻し、「達磨大師の霊地少林山」として知られるようになりました。



独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園

【特集】

矯正施設を退所した知的障害者等への支援

- 矯正施設を退所した知的障害者への支援 02
- 社会生活支援課 自活訓練ホームの拡大と今後の取組について 04
- のぞみの園における支援をふり返って 06
- 神奈川県医療少年院・榛名女子学園実務研修報告 08
- 知的障害等のある犯罪行為者への支援に関する研究
— 平成28～30年度の調査を通して — 10
- 知的障害者のある犯罪行為者への支援を学ぶ研修会
(基礎研修会)を開催 12

【養成・研修】

- 国立のぞみの園福祉セミナー 2018
「発達障害児者と家族支援」～親子に寄り添う支援を考える～ 14
- 平成30年度 強度行動障害支援者養成研修（指導者研修） 16
- 強度行動障害支援者研修に関する調査研究から 17

【実践レポート】

- 病棟の患者に対する医療サポートより
— 予防に優る治療なし：フレイル予防について — 18

【調査・研究】

- 強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び 運営マニュアルの
作成に関する研究 — 都道府県を対象としたアンケート調査（経過報告）— 20

【臨床の現場から】

- 「成長」のために大切なこと 22

【共に生きる】

- コラム：のぞみの園ふれあいゾーンが平成30年度 たかさき環境賞を受賞 24
- コラム：第19回 日本認知症ケア学会大会におけるポスター発表 25
- コラム：日中活動【農園芸作業】～じゃがいも収穫祭～ 26
- のぞみの園ふれあいゾーンだより 27

【INFORMATION】

- 研修・養成 28
 - I 強度行動障害支援者養成研修実践報告会
 - II 国立のぞみの園福祉セミナー 2018
 - III 矯正施設を退所した知的障害者への支援研修
 - IV 障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究
 - V 国立のぞみの園支援者養成現任研修
- NOZOMINOSONO BOOKS 29

矯正施

平成20年から開始された矯正施設を退所した知的障害のある人々への支援は今年で11年目を迎えましたが、この間入所支援、養成・研修、調査・研究、援助・助言に一体的に取り組んできました。今回、矯正施設を退所した知的障害者への支援として特集を組ませていただきましたので、それぞれの報告についてご参照いただければと思います。そして、本稿では当法人におけるこれまでの実績について整理し、報告をさせていただきます。

I. 支援にあたっての基本的な考え方と支援の枠組

当法人において行われている矯正施設退所者の支援は、矯正施設を退所する者の中に福祉的な支援ニーズがあるにも関わらず、これまで福祉がかかわってこなかったということに着目し、取組まれてきました。そして、再犯防止を一義的な課題とはせず、福祉が担うべき課題は本人の生活支援であり、ニーズのある人に対して支援を提供することによって生活を安定させ、その結果として犯罪に至らない生活を維持することを目的としたものであり、このことを支援の基本として取り組んでいます。支援の方向性としても対象となる方が抱える生活の困難さに対して福祉サービスを提供し、本人の安心・安全を作り、生活が安定することによって地域生活へ定着していくことを目指すものです。

支援の枠組みは事業開始からの約3年は重度の方と一緒に寮で支援を提供してきましたが、知的なレベルの違いや、問題の質が異なることから、専門的なグループ化が必要となり、平成23年の1月から矯正施設退所者に特化した枠組みとして、自活訓練ホームを開所しました。また同年の4月からは地域支援部に社会生活支援課を置き、その専門的な役割を担う課として位置づけました。

II. 取組の概要

当法人において入所支援を提供できた人の数は平成30

設を退所した知的障害者への支援

地域支援部長 小林 隆裕

年9月1日現在、36名であり、入所までは至らなかったものの矯正施設などの面接で出会った人たちはその数倍となり、書類や電話などの相談を加えれば、十数倍となっています。このことは出所までのタイミングや他の利用中の方との組み合わせ、また我々支援者自身の力量から辞退をせざるを得なかったものであり、申し訳なさも感じています。一方で、すべての人を受入れることには無理があることから、各地域における事業の啓発、支援者の養成・研修、調査・研究、相談に対する援助・助言という形で側面的な支援を行うことにより、その役割も果たしてきています。

養成・研修においては事業を開始した年より、平成26年度まで毎年継続してセミナーを開催するとともに平成23年度からは矯正施設退所者を受入れる福祉施設やコーディネートの定着支援センター、相談支援専門員の方などを対象とした支援者養成のための研修会を毎年関東と関西の2つの会場で開催してきています。さらに、平成26年度年からはすでにこれらの人の支援に関わっている実務者を対象とした双方向の研修会を開催してきました。いずれの研修会も司法からの参加者も2割程度おり、司法と福祉の連携のあり方について議論を深める場としても活用いただいています。その他、各県の地域生活定着支援センターや受入れ事業所から要請を受け、地域における研修会への講師派遣を継続してきています。

また、調査・研究においては国の補助金をいただきながら毎年取組み、今年度は福祉が矯正施設に入所中から行なう支援についての研究に取組んでいます。援助・助言では他の福祉事業所から支援方法等について相談を受けることも多く、必要に応じて支援会議等にも参加させていただいています。

Ⅲ. 対象者の変化と支援の方法

矯正施設を退所した知的障害のある人たちの支援に取組

んだ当初は、障害特性に基づく福祉的支援を提供し、環境を整えることにより大きく変化する人達（環境調整タイプ）が主な支援対象者となっていました。10年間の取組みを経た現在は、知的な障害程度は比較的軽い一方、発達障害や精神疾患を合併し、生育歴、犯罪歴、家族関係などから事前に入念なアセスメントと手厚い支援体制の構築を検討しなければならないという事例が多くなっていると感じています。支援を提供する側としては事前に頂ける情報から綿密に計画を立て、対応を検討しているにも関わらず、支援が上手くいかず、無力感に苛まれる場合もしばしばあります。しかし、支援は原則的な支援、当たり前の支援をていねいに行なうしかなく、粘り強い対応が求められていると思います。加えて支援についての理論的な背景を持つことはさらに必要とされる点であり、関係する皆さんから協力を頂きながら専門的な見地から助言を頂き、進めていく必要があると思います。

Ⅳ. 第4期中期目標に向けて

当法人では、今年の4月から第4期中期目標期間が始まりましたが、入所支援においては司法分野との連携・協力を図りつつ受入を拡大し、5年間で35人をあらたに受入れるとともに、受入から2年以内に地域へ移行した人の割合を100%とすることを目標にしています。併せて、全国の関係施設の実践につながるような調査・研究、研修・養成、援助・助言を行うこととしております。

対象者像の変化とともに、困難な事例の増加が見込まれますが、より適切な入所支援に向けて研鑽、努力するとともに、受入れ環境を整え、目標を実現していきたいと考えています。また、全国的に矯正施設退所者の支援に取組む施設・事業所が増えるよう、支援に携わる職員の専門性を高める養成・研修事業をさらに充実するとともに、適切な援助・助言につとめてまいります。

社会生活支援課 自活訓練ホームの拡大と今後の取組について

地域支援部社会生活支援課社会生活支援係長 唐木 慶二

I. はじめに

平成20年度から始まった福祉の支援を必要とする矯正施設（刑務所・少年院）を退所した知的障害者の地域生活移行支援モデル事業は、今年度で11年目を迎えました。

本事業は、矯正施設に入所している知的障害者の多くが、本来受給できる福祉サービスを受ける機会がないままに矯正施設を退所し、居住支援や経済的な基盤形成への支援を受けないままに再犯に至っている場合が見られることから、矯正施設入所中から福祉サービスの受給手続きを行い、有期限を前提に当法人において施設入所で受入れ、居住場所の確保と日中活動の場の提供及び経済支援（公的年金の受給や生活保護の受給手続きの支援）を行っています。また、各都道府県に設置されている地域生活定着支援センター、援護の実施者である市町村行政、地域の障害福祉サービスのコーディネートを担う相談支援事業所等と連携を図りながら、当法人で生活している対象者本人のアセスメント情報を共有し、地域生活移行の実現と移行後の支援を行ってきました。

II. 実践の蓄積

平成20年度の本事業開始から平成29年度末までの実績として、36人を受入れてきました。その中でも平成23年1月から空き寮を活用した「自活訓練ホーム」の運用が開始され、1か寮、定員7人での支援がスタートしました。

①受入れにあたって

受入れにあたり、事前に矯正施設内での対象者面接を行っています。そこである程度関係性を構築してからの受入れとなります。矯正施設退所後は、当法人の生活が開始となりますが、すぐには施設生活になじめない場合が多いと感じます。また、事前の情報収集やアセスメントを綿密に行うものの本人に向き合ってみないと分からないことも多く、何よりも本人が施設での生活を選択してもらわなければ支援は成立しません。そのためにも、本人に向けては、「自活訓練ホーム」が安心できる環境であることを認識していただく取組が必要となります。

②医療との連携

対象者は、地域生活をしている期間で定期的に医療機関に受診することができない状況の方が多く感じます。経済的な問題や、ネグレクトなどで医療機関に繋がっていない対象者を、当法人入所後に、速やかに当法人内の診療所に繋ぎ、本人の健康状態の確認と、治療の必要がある場合には積極的に取り組んでいます。また、精神科医療については必ず受診をしていただき、本人の状態を確認するためにも心理検査を行っています。心理検査の結果については、支援チーム内でも共有して、支援の組み立ての上でも大変重要なものになることから、日頃からの情報交換とともに積極的な連携を心掛けています。

③支援プログラム

入所後1か月程度は、「社会生活プログラムマニュアル（中央法規）」を活用し、職員と1対1で本人の認知の方法・関係性の構築方法などのアセスメントを行っています。社会生活プログラムが終了すると、就労・活動支援課との連携の下、作業活動に参加するなどの日中活動に取り組んでいただいています。また、心理的アプローチとしてSST（社会生活技能訓練）を中心としたグループワークや、毎晩夕食後には、利用者全員で1日の振り返りのためのミーティングを行っています。

④地域生活移行に向けた支援

地域生活移行に向けた支援では、受入れの前提として最長2年の有期限での受入れであることをあらかじめ援護の実施者に伝え、入所前・1か月・3か月・6か月・1年という区切りで、援護の実施者である市町村行政をはじめ、地域生活定着支援センター、相談支援事業所とともに合同支援会議を開催しています。会議では、アセスメント情報を共有し、新たな住居となるグループホームやアパートなどの具体的な移行先について検討して、施設見学や体験利用等について、調整しながら地域生活移行を円滑に進められるよう取り組んできました。平成29年度末では、30人の方がグループホームやアパートなどに住居を得て地域生活に移行することができました。

⑤ 地域生活移行後の支援

地域生活移行先での安定した生活を維持していくために、移行先事業所や援護の実施者である市町村行政、地域生活定着支援センターとの連携を図り、支援体制を整えるとともに、フォローアップ体制をとっています。

Ⅲ. 今後の取組

当法人では、第4期中期目標（平成30年4月～平成35年3月）として著しい行動障害を有する者、及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者について、引き続き有期限で受入れ、モデル的な支援の拡充を図ることとなっています。矯正施設を退所した知的障害者の受入れは、第4期中期目標期間中（5年間）、35人となっています。これは、矯正施設を退所した知的障害者は、発達障害、精神疾患を併せ持つなど複雑で多岐にわたる課題を抱え、法務関係機関との連携・協力と医療・福祉両面からの支援が必要となる対象者が多くなると予想されることから、一層の体制強化が必要となると考えています。

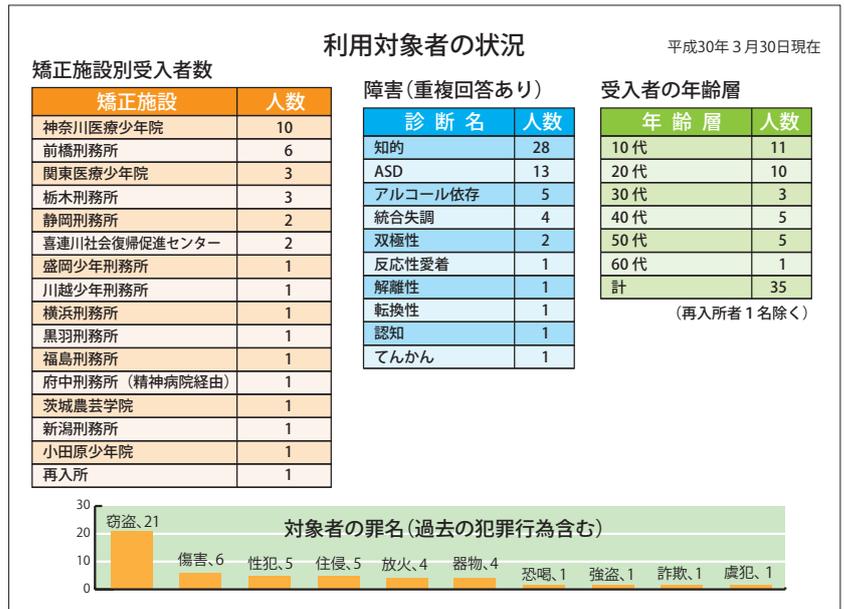
① 自活訓練ホームの運用について

平成29年度から、試行的に自活訓練ホームの増設を行い、名称を「自活訓練ホーム ひなた」「自活訓練ホーム はばたき」とし、2か寮で定員14人での運用をしています。

現在の運用については、生活の場を段階的に設定し、入所利用開始から支援集中期を「自活訓練ホーム ひなた」で過ごし、地域生活移行準備のステージとして、より自立度の高い環境として「自活訓練ホーム はばたき」に移行するプロセスをたどれるようにしています。しかし、今後の対象者の変遷によっては、単純にプロセスによる場所の提供ではなく、個々の状況（対人関係、意欲など）に応じたグループ化なども、視野に入れた柔軟な運用も考えています。

② 利用相談の変化への対応

平成20年度の本事業開始から利用に至った対象者の罪名をみると、窃盗が多いことがわかります。これらの背景には、福祉サービスに結びつかず、生活苦のために犯罪行為に至ったケースが多いと思われます。しかし、近年の利用に至った対象者は、放火や傷害、性加害行為によるケースが増加傾向にあります。これらの背景には、知的障害に加え認知の特性や、愛着形成過程の様々な問題の影響を受けたものがあると推察されます。こうしたニーズの変化に伴い、新たな実践の蓄積に基づいた分析を行い、支援に活かしていただけるよう



取組んでいきます。

③ 法務関係機関との連携

①平成29年度より法務省矯正局少年矯正課の協力の下、自活訓練ホームの職員による少年院での研修を実施し、矯正教育と福祉支援の現場の大きな環境変化の課題を再認識することができました。引き続き、矯正施設内での研修を実施するとともに、新たに司法分野と福祉分野の双方の歩み寄りのため、矯正施設職員の福祉支援の現場での研修を受入れられるよう、体制の整備を図っていきます。

②平成30年度の新規受入れ対象者の支援にあたり、少年院からの見学だけでなく、自活訓練ホームでの宿泊体験を実施しました。これは平成26年の少年院法の改正により、社会復帰支援の一環として社会復帰に必要な見学などを認められたことによるもので、少年院側の協力体制の下、モデル的に福祉施設での宿泊体験を受入れることができました。このような宿泊体験を行うことにより、劇的な環境変化に、対象者がどのように対処・適応していくかの検証も踏まえて今後も継続的に取組む予定です。

Ⅳ. おわりに

当法人では矯正施設退所者の支援に携わる皆様を対象に、テキストとして「理論と実践で学ぶ知的障害のある犯罪行為者への支援」を刊行しています。今後も、当法人主催の研修会やセミナーなどの企画のみならず、皆様からのご相談や講師派遣、研修会などのご要望がありましたらお問い合わせください。そのような相互の機会が実践の場の知見や技術を集約し、次のモデル的支援の基礎に繋がると考えています。

のぞみの園における支援をふり返って

国立のぞみの園参事・山口県立大学教授 水藤 昌彦

I. はじめに

のぞみの園において、刑務所や少年院といった矯正施設を退所した知的障害者等の支援に関する事業が開始されたのは、2008（平成20）年でした。筆者は、2009（平成21）年に開催された研究検討委員会へ出席したことをきっかけとして、2010（平成22）年4月から本事業に関わってきました。現在は、調査研究ならびに養成研修を中心に担当していますが、一昨年度末までは、自活訓練ホームの利用者や、新規利用希望者等の支援検討会にも定期的に参加してきました。本稿では、これまでの経験をもとに、のぞみの園における矯正施設を退所した知的障害者などへの支援の展開をふり返り、福祉による支援のあり方が明確化してきた経過について考えてみます。

II. のぞみの園における支援の初期段階

筆者が、のぞみの園の事業の詳細をはじめて知ったのは、事業開始から、1年程度が経過した時点でした。当時、筆者はオーストラリアで、知的障害などがある犯罪行為者への社会内での支援の実務を経験して、日本に帰国してから間もなかったため、研究検討委員会において意見を聞きたいという依頼がありました。日本国内では、支援にあたっての方向性や留意点についての知識や経験の蓄積が少なかったこともあり、先行している海外での研究や、支援事例などをもとにして意見を述べました。その後、実際にのぞみの園を訪問し、支援の様子を見学するとともに、職員向けの研修会講師を務める機会がありました。その際、利用者の再犯についてどう考えるかと問われて、「再犯が起こることは不可避であり、再犯は当然と考えて支援すべきであると思う」と述べたところ、出席者からは、とても賛同できないというような反応があったことを鮮明に覚えています。現在では、支援にあたって、

再犯が起こった場合を想定して対処法を考えておくというアプローチは、一般的に受入れられていると思われませんが、当時は、そのような前提も、支援者には必ずしも共有されていなかったことを示すエピソードでした。

そこで、まずは知的障害者による犯罪行為に関連する問題への理解を支援者が深めていこうということで、2010（平成22）年4月から1年間にわたって、「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等を対象とする支援に関する連続オープン研修」という名称で、毎月1回の研修会が開催されました。講師を務めた筆者にとっては、試行錯誤しながら毎回の準備にあたることになり、何をどのように伝えるべきか、悩みながら過ごした1年間でした。しかし、この問題について定期的に考え、参加者の方からフィードバックを受け取る場があったことが、支援対象者理解を含めたアセスメントのあり方や、支援にあたっての基本的な考え方を整理するのに役立ちました。この研修会で取り扱ったことが、後に企画・実施することになる支援者養成研修の内容の原型につながっていきました。

III. 自活訓練ホーム開設の意義

この当時、のぞみの園を利用していた矯正施設退所者は、重度知的障害のある人たちが暮らす生活寮の中にある、短期入所用の個室を使っていました。利用者や入所希望者の事例検討会を毎月行い、連続研修会で取り扱った内容を実際の事例に反映させて考えることができたのは、筆者自身にとっても、他の関係職員にとっても、貴重な学びの機会となりました。しかし、住む場は確保されていましたが、それだけでは彼らの多様で、複雑化した支援ニーズへの対応は、十分ではありませんでした。利用者が必要としているであろうと思われる支援、具体的には、金銭管理などの生活スキル、向社会的な

認知や考え方、問題解決の方法を身につけるといった内容については、のぞみの園を以前から利用している他の入居者の支援ニーズと大きく異なっていることは明らかであり、この点への対応が求められていました。そこで、2011（平成23）年1月に矯正施設を退所した利用者の支援に特化した生活寮として、「自活訓練ホーム」が開設されることになりました。

自活訓練ホームには、専任職員を複数配置することになりましたので、組織にとってかなり大きな変化を伴う動きでした。そのため、夜間帯の職員配置の工夫など、当時の関係者の方々が実現に向けて様々な苦労をされましたが、支援の質を向上させるという意味で、ホーム開設の意義は大きいものでした。これによって、類似したニーズをもつ方が、生活の場を共にされるようになり、職員のファシリテートによる当事者グループでの学習活動、より適切な日中活動の提供などが可能になったからです。そして、これらを担当する職員のスキルアップにも有効だったと思われる。

2013（平成25）年度から、女性利用者の受入れが開始されたことも、支援の幅を広げ、質を向上させることにつながりました。女性利用者とのかかわりには特有の難しさがありますし、その後も、精神疾患や強度の自閉症が知的障害と併存するような利用者などへの支援に苦慮することも続いています。しかし、そのような困難も含めて、自活訓練ホーム開設から、7年あまりの間に蓄積した支援の経験は、冒頭で述べたような日本国内における知見の不足を補うという意味で貴重なものであり、のぞみの園による調査・研究や養成・研修の充実にも役立ってきました。

IV. 福祉による支援のあり方

知的障害などのある犯罪行為者に対する支援の全国的な状況は、ここ10年間で大きく変化してきています。2000年代半ば以降、指定された更生保護施設への福祉職の配置、刑務所等への社会福祉士等の配置、保護観察所への担当官の配置、全国の各都道府県での地域生活定着支援センターの開設など、矯正施設を退所する高齢者や障害者への支援の仕組みが整備されました。これは、のぞみの園が支援を開始した時期

と重なります。当初は、矯正施設を退所する人に対して支援することをためらう福祉施設も多く、その理由として再犯防止のためのノウハウの欠如、犯罪をした人を支援するスキルをもった職員の不足などが挙げられていました。

その後、地域生活定着支援センターの活動、障害者福祉施設などによる支援が広がり、活発化していきました。それに伴い、矯正施設を退所した人への福祉による支援にあたって、再犯防止を第一義的な目的として、対象者を特別視するのではなく、ソーシャルサポートの充実によって社会的孤立の解消を目指したり、周囲の人との関係性の改善を図ったりするといった、福祉による通常の関わりが犯罪行為からの離脱支援につながるという方向性が明確になってきました。福祉による支援の目的は、多様で複雑化したニーズに対応し、支援対象者本人が地域で生活することを支えることにあり、その反射的な効果として再犯防止がある、という考え方が支援者のあいだで次第に共有されるようになったのです。これによって、支援に関わることへのためらいが皆無になったとまでは言えませんが、それでも当初と比較すると、支援者の拒否感は一薄らいできていると思われます。

のぞみの園でも、セミナーや各種の研修会、職員による学会報告や論文執筆などを通じて、関連する知見を発信してきました。また、福祉機関が刑事司法機関の下請けとなり、支援が再犯防止のための手段となる可能性に警鐘を鳴らし、支援のあり方について関係者とともに考えてきました。その過程では、関係者との協働が大きな働きをしてきました。具体的には、研究検討委員会委員やセミナー・研修会講師として、協力いただいた研究者や実務家からさまざまな意見や助言をいただいたこと、全国地域生活定着支援センター協議会による支援対象者への調査などの先行研究や、各地の定着支援センターによる活動の実態調査などから様々な示唆を受けたこと、また、社会福祉法人南高愛隣会や、大阪府立砂川厚生福祉センターという先駆的な取り組みを続ける組織との共同研究によって、知見を共有できるようになったことなどが挙げられます。今後も、本事業の質を向上させていくためには、このような協力関係の更なる発展が不可欠であると考えます。

神奈川医療少年院・榛名女子学園 実務研修報告

地域支援部社会生活支援課社会生活支援係 峯岸 一馬

平成29年度から30年度にかけて、地域支援部社会生活支援課の支援員を対象に、2つの矯正施設（神奈川医療少年院・榛名女子学園）への実務研修を実施しました。

I. 研修の目的

本研修の目的については、第一に、矯正施設の実際の現場を理解し、矯正施設退所後の福祉的支援に生かすことです。そのため可能な限り少年院での在院者と接する場面を設定していただき、支援教育課程及び社会復帰支援業務等についての理解の促進を図ることを目標の一つとしました。第二に、司法と福祉で相互理解を図ることです。領域こそ異なるものの、対象者の更生や地域定着に向けて直接関わっていく点では双方の目的は一致しています。そのため司法と福祉の協調、円滑な連携を図るための基盤形成を目標の一つとしました。

また、社会復帰支援に係る司法側の根拠として、少年院法第44条第1項に、在院者の円滑な社会復帰を図るため、本人の意向を尊重しつつ、①帰住先の確保、②医療及び療養、③修学または就業、④その他必要な援助、に関して支援を行う旨が明記されていることを追記します。

II. 研修の概要

神奈川医療少年院へは全6名、1人ずつ5日間の研修期間を、平成29年10月2日～平成30年2月23日の期間で実施しました。榛名女子学園へは女性支援員のみが全2名、1人ずつ3日間の研修期間を、平成30年6月12日～平成30年6月28日の期間で実施しました。

III. 神奈川医療少年院の研修

神奈川医療少年院の概要についてですが、種別としては、少年院法上の第1種、第2種に指定された少年院です。対象としては、家庭裁判所の審判で少年院送致の決定を受けた、概ね12歳以上、20歳未満の男子少年のうち、知的障害またはその疑いのある方、情緒障害もしくは発達障害またはその疑いのある方が対象となっています。収容地域は北海道、東北、関東甲信越及び静岡に至る東日本全域です。

神奈川医療少年院の在院者の一日の生活について、自活訓練ホームと対比させながら紹介します。【図1】は神奈川医療少年院と自活訓練ホームの1日のスケジュールの一例で

| 神奈川医療少年院の1日 | | 自活訓練ホームの1日 | |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 7:00 | 起床・洗面 | 7:00 | 起床・洗面 |
| 7:30 | 朝食 | 7:30 | 朝食 |
| 8:30 | 補習教育 | 8:30 | 朝礼 |
| 9:00 | 出寮・朝礼 | | |
| 9:15～11:45 | 矯正教育プログラム | 9:30～11:30 | 午前の日中活動 |
| 12:00 | 昼食 | 12:00 | 昼食 |
| 13:00 | 体育 | | |
| 14:10～17:00 | 矯正教育プログラム | 13:30～15:30 | 午後の日中活動 |
| 17:00 | 夕食 | | 入浴 |
| 18:00 | 日記記入 | 18:00 | 夕食 |
| 18:50 | 入浴 | | |
| 19:10 | 補習教育 | 19:30 | ミーティング |
| 20:00 | 余暇 | | |
| 21:00 | 消灯 | 21:00 | 消灯 |

図1. スケジュールの比較

す。全体のスケジュールを俯瞰してみると、起床・消灯時間や食事時間等の日常生活の提示時間には大きく相違はないことが確認できます。

ここで福祉施設における日中活動に該当する、少年院での矯正教育プログラムについて紹介します。福祉領域での「生活支援」に該当するのが少年院での「矯正教育」と推定できます。また、福祉分野における「個別支援計画」と同様に、個々の在院者の特性等に依じた指導計画として、少年院での面接結果や保護者の意向、家庭裁判所における調査結果、少年鑑別所における鑑別結果を基に「個人別矯正教育計画」が策定されます。この計画に基づき、在院者の成長発達を促しつつ一人ひとりが抱える問題性や事情に配慮した指導が実施されます。そして、この個人別矯正教育計画の中核に先の矯正教育プログラムがあります。



図2. 神奈川医療少年院の矯正教育プログラム

【図2】は神奈川医療少年院の矯正教育プログラムの一例です。「特定生活指導」とは、非行内容や家庭環境などの特定の事情を有するものに、グループワークや個別指導を実施し、問題性の改善を図るものです。これらは認知行動療法等の心理技法等に基づいて作成されるプログラムで、同指導は平成27年6月から全国の少年院で統一的に実施されることとなりました。「治療的指導」には、まず小集団の中で在院者自身が作ったストーリーを演じる「サイコドラマ(心理劇)」があります。即興ドラマの役を自由に演技することで自己の内面が表現されるという効果があります。もう一つは視覚認知面の訓練を施し、知的能力の向上を目指す「ビジョントレーニング」があります。個人間比較ではなく、“どれだけトレーニングの成果が現れるか”という個人内比較を決められた期間において縦断的にアセスメントするのが特徴です。「自立援助的職業指導」では、在院者の個性性に留意しながら「陶芸科」や「木材工芸科」などの情緒の安定などを目的とした作業活動に取組みます。

神奈川医療少年院では、出院後の帰住調整に支援を必要とする方が多く、在院期間の長期化が課題となっています。そのため、いわゆる「施設化」の進行を防ぐため、矯正施設と一般社会の中間的な施設をイメージした出院準備環境として「あすなろ寮」が用意されています。ここでは、自主的・自律的な生活訓練を目的として、選抜された在院者数名が小集団で生活します。しかし障害特性の影響からか、自己決定や臨機応変な対応が苦手で、指示を他者から得られないあすなろ寮の環境に不安を感じ、決められた訓練期間を全うできない少年も少なからず存在しています。この事実からも、少年院での社会復帰支援の重要性和、福祉領域における同様の支援への期待度の高さが窺えます。

IV. 榛名女子学園の研修

榛名女子学園の概要についてですが、種別としては、少年院法上の第1種、第2種、第4種に指定された少年院です。対象としては、家庭裁判所の審判で少年院送致の決定を受けた、概ね14歳以上、20歳未満の女子少年のうち、短期課程



図3. 榛名女子学園の矯正教育プログラム

対象者を除く、関東甲信越、静岡地方の家庭裁判所から少年院送致を受けた方が主な対象者となっています。

【図3】は榛名女子学園の矯正教育プログラムの一例です。自立した生活のための基本的な知識や生活態度を身に付けるための「生活指導」、働く意欲を高め、職業上有用な知識や技能を身に付けるための「職業指導」、高等学校卒業程度認定試験講座及び珠算、漢字検定等の補習教育の「教科指導」、自立した社会生活を営むための健全な心身を育てるための「体育指導」、情操を豊かにし、自主・自律及び協調性を育てるための「特別活動指導」、の5つが挙げられます。榛名女子学園の特色として、治療的指導に含まれる「パートナードッグ(介助犬)講座」を挙げます。これは介助犬と心を通わせながらしつけ等の指導に取組み、慈愛の心や他者をいたわる共感性を育む情操的な教育プログラムです。また、薬物非行からの脱却を課題とする在院者も多く、「J.MARPP」といわれる中核プログラムを中心に、主に背景要因を焦点化した「アサーション」、主に問題行動(薬物使用)を焦点化した「マインドフルネス」、主に生活設計を焦点化した「ダルクミーティング」、の3つの周辺プログラムとフォローアップ指導によって薬物非行防止指導が構成されているのも特徴です。

V. 研修を終えての感想

- 矯正施設から福祉領域への生活環境の大きな変化について、ソフトランディングできるような配慮が今まで以上に課題となっていると感じられました。
- 矯正施設は、福祉施設のように本人の同意があって入所する施設ではなく、処分を執行する機関です。安全で平穏な共同生活を保持するため、在院者にも、規律正しい生活を送ることが義務付けられており、違反した場合の懲戒規定も定められていますが、福祉では罰を与えることはなく、安心して生活を送ることができるよう、あらゆる制度を利用していくことを目的としています。それぞれの立場を理解し情報の共有化を更に深めていかなければ、矯正施設から福祉へのスムーズな移行は難しいのではないのでしょうか。

VI. まとめ

これまで利用対象者の面接等でしか、少年院に伺ったことがなく、実際にどのような教育がなされているのか、口頭での情報では把握できなかった部分がありましたが、今回の研修で矯正教育の現場を拝見させていただき、とても勉強になりました。司法と福祉、双方が歩み寄ることが必要であり、協調していくことでシームレスな支援体制が整っていくのではないかと感じました。

知的障害等のある犯罪行為者への支援に関する研究 — 平成28～30年度の調査を通して —

研究部研究課研究員 古屋 和彦

国立のぞみの園では、平成20年度より、矯正施設を退所した知的障害者等の支援に関する事業を開始し、その一環として研究部でも、矯正施設退所者の支援をめぐる実情や、課題の把握と解決方策の提案などを行ってきました。平成28年度からは矯正施設を退所した知的障害者などの住まいの変遷に関する研究をスタートさせ、今年度で3年目となります。本稿では、この3年間の結果と経過についてご報告します。

I. 矯正施設退所者の帰住先以降の住まい(平成28年度)

平成28年度は、特別調整対象となり地域生活定着支援センターがコーディネートを実施した、知的障害などのある矯正施設退所者の帰住先以降の住まいの変遷に着目して、住居の変遷、住居の種類、居住期間、転居回数などの現状および、福祉関連の住居との繋がりの現状を明らかにし、退所者の支援の課題を探ることを目的とし、全国の地域生活定着支援センター48カ所に対してアンケート調査を実施し、36センター(回収率75.0%)より603人分の回答を得ることができました。

福祉関連の住居との繋がりは、矯正施設退所者の現在の居住先を類型で見ると、福祉関連の住居が最も多いものの、矯正施設退所者による福祉関連の住居利用者数を実数で見ると、過半数の矯正施設退所者が、一度も「福祉関連」の住居を利用していないという結果となり、福祉関連の住居に必ずしも繋がっていない現状が明らかとなりました(図1参照)。特別調整対象者でありながらも、半数以上の退所者が福祉関連の住居に繋がっていない現状と、自宅・アパート・公営住宅へ帰住する退所者だけでなく、「福祉関連」、「司法関連」、「医療関連」の帰住先でワンクッションおいてから自宅・アパート・公営住宅に転居した退所者数が同数いるという実態が確認されました。

さらに、地域生活定着支援センターが、矯正施設退所者の住まいの変遷、および必要に応じて適時に福祉関連住居に繋がっている実態を追跡・把握し、継続的な地域での生活に一定の役割を果たしていることが本調査で明らかとなりました。

この調査により、矯正施設退所後に自宅・アパート・公営住宅に居住する退所者が、どのような社会資源を利用しているのか、またどのような日中活動をしているのかなど、生活の実態および福祉的支援の現状を把握する必要があると考

えられました。また、知的障害などのある矯正施設退所者の住まいの変遷に紐付いた支援者の変遷について明らかにできず、住まいの変遷に伴う支援ネットワークの連携の実態を明らかにしていく必要があるとともに、矯正施設退所者を福祉関連の住居に繋げ地域に移行させるという従来モデルに即した結果が顕著には表れなかったことから、モデルの再検証を行う必要があると考えられます。

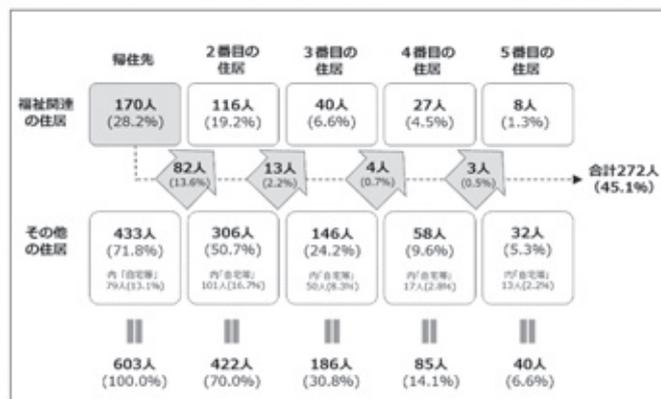


図1. 転居ごとに見た福祉関連の住居との繋がり

II. 自宅等に帰住・転居する退所者の実態(平成29年度)

平成29年度は、自宅等に帰住および、帰住先から自宅等へ転居して地域生活をしている退所者に着目し、なぜ自宅等に帰住・転居したのか、どのような日中活動をしているのか、現在の主支援者は誰か、自宅等居住後の転居先はどこかなど、生活の実態および福祉的支援の現状を明らかにし、今後の自宅帰住者への支援の基礎資料を作成することを目的に、全国の地域生活定着支援センター48カ所に対しアンケート調査を実施し、42センター(回収率87.5%)より487人分の回答を得ることができました。

直接自宅等へ帰住した退所者をA群、福祉関連の住居以外に帰住した後に、自宅等へ転居した退所者をB群、福祉関連

の住居に帰住した後に、自宅等へ転居した退所者をC群と類型して分析を行いました。結果として、直接自宅等へ帰住した退所者および自宅等以外の帰住先から自宅等へ転居した退所者436人のデータより、自宅等へ帰住・転居の理由では「センターも本人も自宅が適切と判断した」、自宅等に居住中の主な支援者では、「地域生活定着支援センター」、が最も多い結果となりました(図2参照)。自宅等での主な日中活動の場では、「その他」が最も多く、内訳では「特定の日中活動が無い」が多くみられました。また、自宅等からの転居先では、「転居なし」が最も多く、次いで「矯正施設(再犯)」でした。

この調査により、特別調整対象に選定されたにもかかわらず、地域生活定着支援センターがコーディネートを行う中で、本人もセンターも自宅等に帰住・転居することが適切と判断される退所者が一定数おり、特別調整対象者選定基準および選定過程の再考が必要と考えられました。また、自宅等に帰住・転居後も、主な支援者が地域生活定着支援センターとなり、支援のバトンタッチができていないケースが多く見られ、特に、福祉関連以外の帰住先を経て自宅等に転居した退所者にその傾向が強いことが伺えました。この結果より、退所前の支援計画が、退所後の支援において履行できないケースが存在すると推測されました。さらに、自宅等での日中活動において、福祉関連の日中支援を受けず、特定の日中活動のない退所者が一定数いることがわかりました。これまで、矯正施設退所者が地域での生活を定着させるためには、日中活動として就労などが望ましいと考えられてきましたが、必ずしも日中支援で就労に結びつかない現状があることがわかりました。

特別調整対象者に対し、矯正施設入所中から始まる支援計画に基づいた支援のバトンタッチが行われないケースが一定数あることが明らかとなったことにより、地域生活定着支援センターが退所前より行うコーディネートの重要性が示唆されました。この結果より、帰住先の地域生活定着支援センター

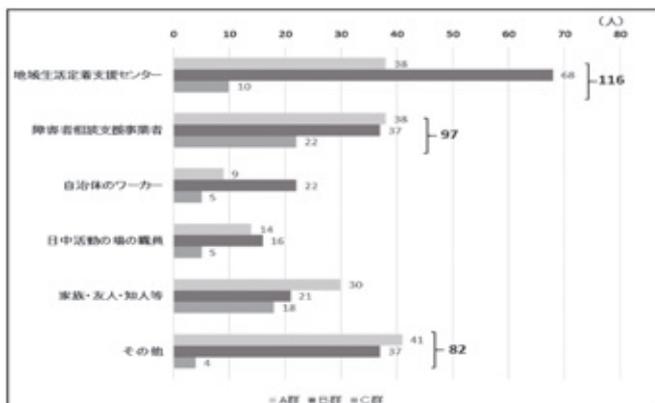


図2. 群別に見た自宅等に居住中の主な支援者

による、①矯正施設入所中に行うアセスメントと見立て、②退所前後に行うケース会議の運営、③地域での日常的なネットワークの構築、以上3点の強化が、今後の支援で求められると考えられます。

Ⅲ. 入所中から行う福祉の支援の実態(平成30年度)

この2年間の調査結果を受けて、平成30年度は、特別調整の対象者への支援の起点として、矯正施設入所中から退所直後の期間に、地域生活定着支援センターが中心に行うコーディネートに着目して、アセスメント、ケース会議の実態、地域での支援ネットワークの構築について調査を行っています。調査方法はこれまでの調査と同じく、全国48か所の地域生活定着支援センターを対象に、質問紙によるアンケート調査となります。

また2次調査として、地域での受入れがスムーズにできている地域生活定着支援センターの好事例を収集する予定です。コーディネート実施に向けて、帰住先の地域生活定着支援センターが地域において受入れのためのネットワーク構築を、日頃からどのように実施しているか(課題の共有と情報交換の場をどれだけ持っているかなど)についてヒアリング調査を実施します。

考察の視点として、矯正施設入所中に地域生活定着支援センターが行う面会でのアセスメント項目が、全国でどのように異なるのか、またある場合はその原因は何かを考えると、帰住先の地域生活定着支援センターが、地域でのネットワーク構築のためにに行っている活動、課題共有や情報交換を行う他機関の確保など、ネットワーク構築の課題を考えるとの2点を中心に、情報収集・分析を行っていきます。

なお、この結果につきましては、後日にご報告します。

Ⅳ. おわりに

平成21年度より、「地域生活定着支援事業」(平成24年度より「地域生活定着促進事業」)が開始し、10年目となる今年、福祉による矯正施設退所者支援のあり方が、もう一度問われていると考えられます。そこで本研究でも、この3年の研究をひとつの区切りとして結果をまとめ、多様化している矯正施設退所者の支援について、起点となる地域生活定着支援センターを中心とした視点で、地域での退所者支援ネットワークのあり方についてまとめ、今後の矯正施設退所者支援の質の向上に役立てていきたいと考えております。

これまでの調査研究にご協力いただいた皆様には、感謝申し上げますとともに、今後も引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

知的障害者のある犯罪行為者への支援を学ぶ 研修会〈基礎研修会〉を開催

地域支援部社会生活支援課 支援調整役 関口 清美

I. はじめに

当法人では、平成23年度より、矯正施設を退所した知的障害者を直接支援する障害福祉サービス事業所や、コーディネート役の地域生活定着支援センター、相談支援事業所等の職員を対象に、支援者養成の研修会を毎年開催しています。平成29年度5月に「理論と実践で学ぶ知的障害のある犯罪行為者への支援」（以下「テキスト」という）を刊行しましたので、平成29年度からは、「テキスト」の内容に沿って研修の構成を変更しました。

今年度は、東京会場（8月27日～28日）65人、大阪会場（8月30～31日）74人、計139人が受講されました。受講者の所属は、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、地域生活定着支援センターなどの福祉分野の方が8割、刑務所や少年院等の矯正施設、保護観察所、少年鑑別所などの司法分野の方が2割でした。



II. 研修会のねらい

研修会1日目の講義に入る前に、本研修のねらいと全体構成、各項目の目的について、30分かけて丁寧に説明をしました。ねらいは次の3つになります。

- 1) 知的障害のある犯罪行為者への支援に関わっている専門職に対して、これからの実践に役立てることのできる基礎的な知識・技術・考え方の枠組みを学ぶ機会を提供すること。
- 2) 知的障害のある犯罪行為者への支援に関する基礎的な知識・技術・考え方について、本研修の修了者が関係して

いる他の支援者にとっての情報源となること。

- 3) 議論や意見交換を通じて、自らのもつ知識・経験を共有する機会を受講者に提供し、社会福祉関係者と司法関係者間の相互理解を促進すること。

III. 研修会の構成（別表参照）

研修会1日目の前半は、行政説明により制度の概要を学び、総論の講義により知的障害のある犯罪行為者への支援の基本となる知識や概念を学んでいただ



きました。1日目の後半から2日目にかけては、演習を中心に、総論で学んだ基本となる知識・概念をミニ講義で復習してから、グループワークで具体的な支援技術を学んでいただく構成になっています。

ミニ講義と演習は、1つの架空事例を使用し、「テキスト」に沿って、「矯正施設入所中」「矯正施設退所直後」「地域生活継続期」の3つの支援期に必要な知識と技術を学んでいただけるように内容を工夫しました。特に支援プロセスⅡ「矯正施設退所直後からの支援（1）」の演習では、「未理解同調性」や「学習性無力感」を具体的に理解していただけるよう、架空事例の動画を上映したり、ロールプレイに取り組んでいただいたりしました。

IV. 受講者からの評価

研修受講者の99%の方にアンケートを提出していただき、「研修会全体」の満足度としましては、「A満足・Bやや満足・Cふつう・Dやや不満足・E不満足」の項目で、61%の方に「満足した」と回答していただき、「満足した」「やや満足した」の合計では89%の評価をいただきました。



ここで、基礎研修会に対するご意見の一部を紹介させていただきます。

- ・ 基礎研修ということで、一つ一つがわかりやすく説明されて良かった。また、ふり返りがあって良かった。現在支援している人にマッチして安心することもできた。
- ・ テキストは必要なことが盛り込まれていて分かりやすい。体系的に学ぶことができて良かった。
- ・ BPSモデルの活用や個人因子と環境因子、静的や動的リスク要因等は犯罪行為者に限らず、障害者支援に欠かすことのできない視点だと改めて学びました。
- ・ アセスメントの手法は実践に試していきたいです。
- ・ 支援の困りごと、方向性、連携・役割など演習と共にグループの皆さんとの情報共有により、より理解が深まりました。
- ・ 演習は多かったように思いますが、最後にきちんとフィードバックがあり勉強になりました。

ドバックがあり勉強になりました。

今年度の研修会で工夫した点などについて、好意的なご意見が多くみられました。一方で、来年度以降の基礎研修会に役立つご意見・要望もいただきました。

- ・ 内容がたくさんあるので資料が事前に読めるとありがたいです。
- ・ 演習についての指示が明確でなく、何をやったらいいのかわからないことが複数回ありました。
- ・ 支援過程で困ったこと、調整困難な対象者の場合など、司法・福祉の相互のニーズを共有するワークがあるとうれしいです。

V. おわりに

平成23年度より支援者養成のための研修会を開催し、改良を重ねてきましたが、来年度以降もさらに理解しやすく、実際の支援に生かしていただける研修会となるよう、努めていきたいと思っております。

なお、今回の基礎研修会では支援の基本となる知識・概念・技術を学んでいただきましたが、来年2月14日～15日に実践者向けの「非行・犯罪行為に至った知的障害者を支援し続けるための双方向参加型研修会」を開催いたします。事例を持ち寄り、事例検討を中心に行います。当法人のホームページ等で11月頃に募集案内をいたしますので、こちらにもぜひご参加をお待ちしております。

研修会の構成と各項目の目的・演習内容

| 項目 | 目的 | 演習内容 |
|-----------------------------|---|--|
| 本研修のねらいと全体構成 | 本研修のねらいと全体構成、基本となる枠組みを理解する。 | |
| 行政説明 矯正・更生保護の概要 | 知的障害のある矯正施設被収容者の数的現状、および関連する処遇制度の概要を理解する。 | |
| 行政説明 厚生労働省の取組 | 福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等に対する厚生労働省所管の政策の概要を理解する。 | |
| 総論 知的障害のある犯罪行為者への支援 | 知的障害のある犯罪行為者への障害福祉領域での支援において基本となる知識を修得する。 | |
| 支援プロセスⅠ 矯正施設退所に向けた支援（１） | 「矯正施設退所に向けた支援」の特徴と留意点を理解したうえで、矯正施設に在所中のアセスメントに必要とされる基本的な知識と技術を修得する。 | ・ BPSモデルを用いたアセスメント |
| 支援プロセスⅠ 矯正施設退所に向けた支援（２） | 生活の質の向上とリスク対応の双方を意識した支援について理解したうえで、この考え方を実際の支援に反映するために必要とされる基本的な知識と技術を修得する。 | ・ 「リスク要因」と「保護要因」について考える |
| 支援プロセスⅡ 矯正施設退所直後からの支援（１） | 「矯正施設退所直後からの支援」の特徴と留意点を理解したうえで、「アイデンティティの転換」過程に着目した「犯罪行為からの離脱」のために必要とされる基本的な知識と技術を修得する。 | ・ そだちを剥奪された人（動画） ・ ポジティブな関係を構築するための視点（ロールプレイ） |
| 支援プロセスⅡ 矯正施設退所直後からの支援（２） | 矯正施設からの退所直後に実施する再アセスメントに基づいた多機関連携による支援に必要とされる基本的な知識と技術を修得する。 | ・ 再アセスメント ・ ハブとスポークモデル |
| 支援プロセスⅢ 地域生活を継続するための支援 | 「地域生活を継続するための支援」の特徴と留意点を理解したうえで、犯罪に当たる行為が起こったときの対応、刑事事件化したときの支援に必要とされる基本的な知識を修得する。 | |
| 研究報告 当事者の視点から見た支援 | 障害福祉サービスによる支援を当事者がどのように捉えたかについて、近年の研究成果から理解する。 | |
| 総括コメント | 本研修のねらいと構成を再確認し、各コマで学んだ内容を関連づけて整理することで参加者の理解を深める。 | |

国立のぞみの園福祉セミナー2018 「発達障害児者と家族支援」～親子に寄り添う支援を考える～

診療部発達支援課発達支援係 田方 睦

はじめに

平成30年7月7日（土）、群馬県社会福祉総合センターにて、国立のぞみの園福祉セミナーが開催されました。今回は昨年度、当法人が事務局となった日本発達障害学会第52回研究大会ポストセミナーとの同時開催となりました。

当日は第一部として、国立のぞみの園福祉セミナー2018「発達障害児者と家族支援～親子に寄り添う支援を考える～」をテーマに、心身障害児総合医療療育センター小児科医長の長瀬美香氏と、佐賀県自閉症協会・特定非営利法人それいゆ副理事長の江口寧子氏にご講演いただきました。

第二部の日本発達障害学会第52回研究大会ポストセミナーでは、「発達障害児者を持つ家族の支援について」をテーマに、社会福祉法人横浜やまびこの里相談支援事業部長の志賀利一氏（昨年度まで当法人研究部長）を司会に、第一部でご登壇いただいたお二方と、群馬県発達障害者支援センター所長の阿部秀明氏、当法人診療部長の成田秀幸をパネリストにシンポジウムが開催されました。

本稿では、第一部の講演内容についてご紹介します。



「親子の笑顔のために ～ペアレント・トレーニング～」

長瀬先生の講演では、ペアレント・トレーニングについて事例やロールプレイを交え、お話いただきました。

ペアレント・トレーニング（以下、「ペアトレ」と記載）は保護者が発達障害の特性をとらえた褒め方やしかり方を学ぶことを目的に開発されましたが、障害の有無に関わらず良好な親子関係を築くことにとっても有効です。厚生労働

省の障害児支援のあり方に関する検討会において、家族支援の重要性が位置づけられ、その一番最初にペアトレが掲げられています。

日本で普及しているペアトレは、いくつか種類がありますが、長瀬先生が勤務される心身障害児総合医療療育センターでは、『まめの木式（精研式）』が採用されています。まめの木式は、こどもの行動に焦点をあて、こどもの特徴を理解し、効果的な対処法を学ぶことで、より良い親子関係を築いていきます。また、親子それぞれの自己評価が低下することを防ぎ、子どもの行動の変容を図ることを目指します。基本的には、褒めることを増やして、怒ることを減らしていきます。

長瀬先生の講演の中で、いくつかのキーワードがありましたのでご紹介します。

①注目のパワー

子どもは良いことをして褒められると『肯定的な注目』、良くないことをして怒られると『否定的な注目』を保護者から得ます。しかし、当たり前のことをして子どもは褒められず放っておかれてしまいます。これは『注目が無い』状況です。肯定的な注目も否定的な注目も、子どもの行動を強化し、増やす力を持っています。一方で注目が無いとせっかくの続けて欲しい行動（当たり前の行動）が減ってしまうことがあります。好ましい行動を増やすために、注目の力を上手に利用することが大切です。

②行動を3つに分類して対応する

次に、子どもの行動を『好ましい行動』『好ましくない行動』『危険な行動』の3つに分けて対応します。『好ましい行動』は、褒めて肯定的な注目を与えますが、『好ましくない行動』に対しては否定的な注目をせず、好ましい行動が出るのを待ちます。この時に、舌打ちやため息も否定的な注目に含まれるため、無関心な表情と態度を示し、意識だけ子ども向けます。そして、子どもが好ましい行動を始めたらすかさず褒めることが大切です。ただし、子どもが幼くてどのように行動したら良いかわからない場合は、具体的に伝え、行動が変わった時点で褒めます。注目せずに待つことで、一時的に行動がエスカレートする可能性もありますが、そ

ここで注目すると反って好ましくない行動が増えるため、“待つ”姿勢が大事とのことでした。『危険な行動』に対してはその行動を制止しますが、何故危険なのか分からない場合は具体的に伝えたり、環境整備が必要です。

行動を3つに分類して対応できるようになると、日常生活がスムーズになること、子どもは肯定的な注目を与えられ、嬉しい・認められていると感じると、より好ましい行動が増え協力的になってきます。

③褒め方のコツ

褒める時には、“25%ルール”で褒めます。これは、子どもが好ましい行動を始めたタイミングで褒めるということです（終わるまで待っていると、いつ終わるか分からず褒めるタイミングを逃してしまいます）。子どもの性格や年齢に合わせた褒め方と、誰かと比べたり皮肉や批判をしないことが大切です。

行動を褒めていくと、叱られた場合も子ども自身が「認められている」と分かってくれるようになってきます。

④指示はCCQで伝える

指示は、子どもの名前を呼ぶ・近くに行くなど、子どもの注意を惹き、視線を合わせて、短く・具体的に伝えます。また、「寝れるかな？」などといった疑問形ではなく「寝る時間です」と言い切ります。子どもは1回の指示で従うとは限らないため、指示を繰り返すときは少し時間をおいて、

C (Calm : おだやかに)

C (Close : こどもに近づいて)

Q (Quiet : 声のトーンを抑えて静かに)

を心掛けます。この時も、指示に従ったらすかさず褒めるようにと、“褒める”ことを強調されていました。

最後に、『北風と太陽』の物語を紹介され、無理矢理やらせようと思っても上手くいかない、やりたいと思わせることが大切とお話がありました。

「ペアレントメンターの役割と実際」

江口先生からは、ペアレントメンターの役割やペアレントメンター事業について、ご自身の経験を交えてお話いただきましたので、ご紹介します。

佐賀県では発達障害の早期発見・早期療育事業として1歳半と3歳半で発達障害が疑われるお子さんの保護者に対し、ペアレントメンターの案内を配布し、相談に繋がり易い仕組みを作っているそうです。

我が子に発達障害があると指摘された母親は、子どもの将来についてとても不安を抱きます。そんな母親を励ますのではなく、不安な思いに寄り添い、発達障害の子をもつ同じ親として、子どもの障害理解や障害受容への支援を行

うのがペアレントメンターです。また、日常の大変な出来事を共感したり、子どもの将来に不安を抱く保護者に対して、経験者であるペアレントメンターの話は、子育ての参考にもなります。ペアレントメンターは子育ての先輩としての心理的支援や、障害について前向きに受け止めるプロセスの伴走者でもあり、専門家とは異なる役割があります。

ペアレントメンターに特別な資格は必要ありませんが、自分の子どもが発達障害の診断を受けていること、自身の感情コントロールができること、仕事や子育てなど生活に支障なく活動できる余裕があること、ペアレントメンター養成研修を受けていることがペアレントメンターの資格・適性になります。注意点は、自分の意見を押しつけたり説得せず、話を傾聴し考えを整理する手助けをすること、守秘義務を遵守し個人の生活に立ち入りすぎないこと、枠組みをもって支援すること、解決しようとせず傾聴すること、一生懸命になりすぎてペアレントメンターの役割を超えて共依存にならないことです。

また、ペアレントメンターの活動の場として、健診後の親フォロー、子育て相談会、児童発達支援の親フォロー、茶話会や座談会がありますが、活動の場を作るためにメンターコーディネーターの役割が大切です。メンターコーディネーターは、ペアレントメンターの紹介や調整、支援機関などとの繋ぎ役を担い、ペアレントメンターの活動を支援します。このコーディネーターの配置がペアレントメンター事業を活性化させる鍵となること、スーパーバイスや研修の機会などペアレントメンターを支える継続的なフォロー体制が大事です。

一方、ペアレントメンター事業の課題として、狭い地域では知人に会う可能性があること、メンター個人の活動はメンター事業ではないこと（親の会との区別）、ペアレントメンターをやりたいと思う人には向かない（自信がある人は助言しがちになる）とのことでした。そして、地域のニーズを整理し、ペアレントメンターとして可能な範囲で緩やかな一歩を踏み出してほしいとお話がありました。

最後に

今回のセミナーを通して、発達障害をお持ちの方の家族支援の大切さを再認識するとともに、家族の不安や困り感に寄り添うことが結果的にご本人支援に繋がることを改めて認識することができました。

最後に、ご多忙の中、講演を快く引き受けてくださいました講師の先生方に、この場を借りて心より感謝申し上げます。



平成30年度 強度行動障害支援者養成研修(指導者研修)

事業企画部研修・養成課研修係長 新井 美栄

平成30年5月29日、30日に基礎研修、5月31日、6月1日に実践研修を国立リハビリテーションセンター学院にて開催しました。基礎研修は、46都道府県から87人、実践研修は、46都道府県から87人の参加があり、4日間で合計174人の受講者全員が全課程を修了し、修了証を手に帰路につきました。

この研修は、各都道府県の研修の指導者の育成を目的に実施しています。一律に都道府県から推薦の2名の参加と限らせていただきましたが、前年度より多くの都道府県から参加希望があり、この研修の必要性を感じました。

基礎研修

基礎研修は、「支援手順書に書かれている内容とその根拠を理解する」「詳細な手続きまでチームプレイを徹底する」「確実に実直にルールを守り続ける」ことをねらいとしてお

り、強度行動障害者の支援に携わる全ての人を対象とした内容となっています(図1参照)。

実践研修

実践研修は、各事業所のサービス管理責任者等が作成した個別支援計画等に則り、様々な支援場面にマッチした「支援手順書」と「記録用紙」を作成し、その内容をチームで支援するメンバーに説明できることをねらいとしており、基礎研修を修了して、強度行動障害者への支援に一定期間携わった人を対象とした内容となっています(図2参照)。

今年度使用した資料は、国立のそみの園ホームページの〈養成・研修〉強度行動障害支援者養成研修に掲載されています。(http://www.nozomi.go.jp/)へぜひアクセスしてみてください。

1日目

| | |
|-------|------------------|
| 10:00 | 開会 |
| 10:10 | 研修の意図と期待すること |
| 10:25 | オリエンテーション |
| 11:25 | 強度行動障害とは |
| 12:00 | 休憩 |
| 12:45 | 強度行動障害の基本的な理解 |
| 13:50 | 強度行動障害とコミュニケーション |
| 16:15 | 制度の理解と不正受給の防止 |
| 16:55 | 強度行動障害と虐待防止 |
| 17:25 | 支援の基本的な枠組み |

2日目

| | |
|-------|---------------|
| 9:30 | 行動の背景と捉え方 |
| 12:00 | 休憩(ランチミーティング) |
| 12:45 | 本研修の役割と展望 |
| 14:00 | 構造化の基礎 |
| 15:00 | 実践報告 |
| 16:00 | 閉会 |

図1. 基礎研修のプログラム

1日目

| | |
|-------|-----------------|
| 10:00 | 開会 |
| 10:10 | 研修の意図と期待すること |
| 10:20 | 家族からの提言 |
| 11:20 | 地域で行動障害のある人を支える |
| 12:20 | 休憩(ランチミーティング) |
| 13:05 | 障害特性の理解とプランニングI |
| 16:35 | 実践報告① |

2日目

| | |
|-------|------------------|
| 9:30 | 障害特性の理解とプランニングII |
| 12:00 | 休憩(ランチミーティング) |
| 12:45 | 記録に基づく支援の評価 |
| 14:45 | 実践報告② |
| 15:45 | 閉会 |

図2. 実践研修のプログラム

強度行動障害支援者研修に関する調査研究から

研究部長 日誌 正文

平成25年度に、強度行動障害支援者研修がスタートしてから本年度で5年目を迎えています。この研修の開発やフォローアップについて、国立のぞみの園が取組んだ調査研究を振り返ってご紹介します。

■平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について」

○開発に先立って過去の研究成果のポイントをまとめました。

- ・制度改正や支援技術の普及によって、対象者像は年々変化している
- ・適切な支援が継続的に行われることで、状態が改善することが明確になっている
- ・基本的な支援の枠組みはすでに把握されているが、その実行や継続が難しい現場が多い

○研修プログラム開発の方向性について検討しました。

- ・初任者も含め、全支援者の「共通言語を作る」研修プログラムにする
- ・「障害特性を踏まえた支援と環境の提供」を軸とし、予防の視点からシンプルなものにする
- ・福祉現場だけでなく、「医療との連携」を視野に入れる

○以下の「基本的な支援の枠組」を中核に開発することにした。

- ・構造化された、リラックスできる強い刺激を避けた環境で
- ・医療と連携（薬物療法を活用）しながら、一貫した対応ができるチームを作り
- ・自尊心を持ち一人でできる活動を増やし、地域で継続的に生活できる体制作りを

○研修時間数の標準を12時間（2日程度）としました。

- ・平成25年10月に品川フロントビルで国研修（20時間：講義11時間、演習9時間）、平成26年2月～3月に佐賀県（20時間）、山口県（12時間）、福井県（20時間）で地方研修を実施
- ・検討委員と受講者から「初任者の受講を想定した場合、内容を詰め込みすぎ」の意見あり
- ・確定版（厚労省の研修運営要領に反映）は、12時間（講義6時間、演習6時間）となった

■平成26年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）プログラム及びテキストの開発について」

○実践研修テキストの開発について検討しました。

- ・実践研修は、関係者が一貫した支援を行うために必要になる支援手順書を作成する人材を育成するための研修と位置づけ、そのためのテキスト開発が行われた

■平成27年度厚生労働科学研究「強度行動障害支援者養成研修の評価及び改善に関する研究」

○研修プログラムの効果、課題等の把握を行いました。

- ・再検討研修プログラム（全国地域生活ネットワーク版）の受講者、主催者にアンケートを行い、研修内容では「体験型演習」「支

援者ケア」、研修形式では「グループワーク型」について評価が高いこと、主催者の感じた課題としては、「研修レベルが高い（内容が難しい）」「医師講師、インストラクター確保が難しい」「資料、教材の準備（片付け含む）が大変」といった点が把握された

- ・同じく再検討研修プログラムについて有識者によるプログラム評価会を行ったところ、「アセスメントの説明、ABAの考え方を本研修のポイントとして明確に位置づけ、研修全体に整合性を持たせることが必要」「キャリアアップのための仕組みを検討することが必要」等の意見があった

■平成28～29年度厚生労働科学研究「強度行動障害に関する支援の評価及び改善に関する研究」

○都道府県が行う強度行動障害支援者養成研修の実態調査を行いました。

- ・受講者数は、基礎研修：7,768人（H27）→11,940人（H28）／実践研修：4,775人（H27）→5,816人（H28）
- ・実施主体は、基礎研修：自治体32.7%、指定事業者34.7%、委託事業者32.7%／実践研修：自治体34.8%、指定事業者28.3%、委託事業者37.0%
- ・実施時期は、基礎研修：9月>11月>10月／実践研修：11月>10月>2月

○研修の成果を日常的な支援に反映するための課題を整理しました。

- ・高度な専門的知識やスキルを習得できる研修の開発、現場で人材養成（研修）ができる仕組み作り・先駆的な事業所や自治体の分析と他組織で応用可能な条件の洗い出し、サービスの質を評価する指標作り
- ・急性期支援の体制整備、事業所間のネットワーク構築、精神科入院・薬物療法との連携、療育・教育の予防的な取り組み等

○研修の実施に役立つ教材、サポート体制を整えました。

- ・非常勤職員が視聴できる映像資料（26分30秒）を作成した。内容は3部構成で、「強度行動障害という状態の理解」「支援の基本的な考え方」「保護者の思い」とした。都道府県と政令市担当者、発達障害者支援センター、研究協力者、関係団体175力所に配布した
- ・国際的評価尺度BPI-Sの日本版の信頼性検討を行った
- ・国立のぞみの園に研修サポートデスクを設置した

以上の調査研究をふまえ、平成30年度は障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び運営マニュアルの作成に関する研究」に取り組んでいます。

本法人が行う強度行動障害支援者養成研修実践報告会（東京会場10月31日、大阪会場12月7日）において、この研究の中間報告を行います。強度行動障害支援者養成研修の運営に携わる方のご参加をお待ちしています。

病棟の患者に対する医療サポートより —予防に優る治療なし：フレイル予防について—

参与 瀬川 徹

法人内の診療所に入院が必要であった患者さんの疾患を検討し、入院回避に向けた健康への指針となるものにつき考えてみました。ヒトは誰でも年をとり、法人内利用者も当然のこととはいえ高齢化が進行しています。高齢化が進んでも健康であり、自分で身の回りのことができれば、生活介助の必要性も見守り程度で、自立可能と思われます。日本老年医学会は、高齢になって筋力や活力が衰えた段階を“フレイル”と名付け、予防に取組むことが重要であると提唱しています。フレイルは“虚弱”を意味する英語から来ています。フレイルには多面性があり、“身体”の虚弱（フィジカル・フレイル）、“精神心理”の虚弱（メンタル・フレイル）、“社会性”の虚弱（ソーシャル・フレイル）があります。高齢者における要介護の要因として、このフレイルが大きな割合を占めており、我が国が高齢化社会となった現在、人が自立して長寿を全うする鍵は健康寿命を延ばすことと考えられています。要介護にならず、健康維持のためにはフレイル予防が最も重要であると言われています。

私が当法人へ赴任して以来、3年間(平成27.4～平成30.3)の入院患者数は277例でした。入院時の罹患部位を臓器別に、呼吸器疾患、消化器疾患、循環器疾患、脳神経疾患、骨運動器疾患、泌尿器疾患、皮膚科疾患、その他に分類してみました。症例数は呼吸器疾患88例、消化器疾患65例、循環器疾患14例、てんかん発作28例、てんかん発作を除く脳神経疾患18例、骨運動器疾患23例、泌尿器疾患15例、皮膚科疾患7例、その他19例でした。

入院の主たる疾患群は、肺炎74例、その他喉詰りなどによる呼吸不全14例、食欲不振による脱水や吐血などの上部消化器疾患41例、腸閉塞など下部消化管疾患24例、てんかん発作で経過観察28例、意識障害など脳血管疾患18例、外傷や転倒による骨折などの整形外科疾患23例、尿路感染症や尿閉などの泌尿器疾患15例、心不全14例、褥瘡の悪化や高熱を伴う蜂窩織炎などの皮膚科疾患7例、その他糖尿病で血糖値のコントロール不良、血圧異常など19例でした。疾患別では肺炎が74例であり、肺炎の原因としては誤嚥が多く、利用者の高齢化に伴い摂食嚥下障害により誤嚥を繰り返し、再入院となる事例が増加していました。

フレイルとは、体がストレスに弱くなった状態ですから、早期に介入すれば元に戻る可能性があります。特に高齢者のフレイルは、運動機能や認知機能が低下し、更に生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現することになります。したがって生活の質を落とすだけでなく、種々の合併症をもたらす可能性があります。フレイルの評価基準は、表1の5項目があり、3項目以上該当するとフレイル、2項目以下の場合にはフレイルの前段階であるプレフレイルと判断します。

加齢に伴い、筋肉量・筋力の減少によってサルコペニア(表2)となり、エネルギー消費量が減って、食欲が低下し、低栄養となります。サルコペニアは“筋量と筋力の進行性かつ全身性の減少”でありフレイルの最も大きな原因の一つと考えられます。またサルコペニアは原因により一次性(加齢変化のみ)と二次性(活動に関連、疾患に関連、栄養に関連)に分類(表3)されます。例えば肺炎で入院した場合、酸素吸入のため、ベッド上安静、禁食、点滴のみとなりサルコペニアが急速に進行し、寝たきりや嚥下障害を来し、更に重度の要介護状態となり、最悪の場合には合併症を併発し死に至る事も考えられます。

またサルコペニアにより筋力の低下、易疲労性や活力の低下を来し、身体機能の低下となります。これに認知機能の低下など精神的な低下も加わると、活動量が減少し、日常生活に支障を来すといったフレイルサイクル(図1)の進行が加速され不可逆的となります。

フレイルは、1)加齢による脆弱性、2)介入による可逆性、3)要因の多面性が特徴付けられています。すなわち加齢に伴い、様々な機能低下や予備能低下が引き起こされ、それが一定のレベルに至ると、外的なストレスに対して脆弱性を示すようになります。更に、加齢だけでなく、疾病や薬剤、栄養、生活習慣といった身体的・精神心理的・社会的要因が影響を及ぼすことがわかっています。またフレイルに介入する場合は、栄養療法や運動療法が必要となり、管理栄養士や理学療法士を含む多職種で栄養、運動に取組むことがフレイルの改善につながるようになります。

最近では健康寿命の延伸が重視され、厚生労働省はフレイル対策が必須と判断し、高齢期の疾病予防・介護予防等を推

進するために、認知症総合戦略の推進、肺炎予防の推進、介護予防の推進に加え、フレイル予防の推進を提示しています。フレイル予防には、1) タンパク質を多くとる食事、2) 定期的な運動、3) 社会参加（人との関わりを重視する）の3本柱が大切であると言われています。

タンパク質は、人の生命活動において最も多彩な機能を持つ分子です。したがって体タンパクの減少が進むと、筋肉量の減少に続いて、免疫能の障害、創傷治癒遅延、更に臓器障害をもたらす、最終的には生命の維持が困難となります。このことよりサルコペニア・フレイルでは、予防的なアプローチが重要視されています。フレイルを合併すると、その後の身体的・精神的機能障害として肺炎、骨折、感染症罹患率の上昇や認知症発現の頻度が高まります。したがって健康寿命を高めるためには、持病に糖尿病、高血圧、心臓病、呼吸器疾患など慢性疾患があれば、まず慢性疾患をコントロールしなければ、体を動かすという気持ちになれず、更に持病の治療が奏功していないとフレイルを悪化させる可能性があります。特に高齢者の場合には、免疫力が低下しているためインフルエンザや肺炎などにかかりやすく、感染症の合併を引き金に、入院、その後寝たきりになることもあります。したがって、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンを接種しておくこともフレイルを予防する方法と考えられ、積極的に利用者にワクチン接種を実施しています。これらフレイル対策が効果をあげれば、再入院の頻度も低下することが期待され、今後の利用者の健康管理には、フレイル予防を重点において実施したいと考えています。

表1. フレイルの評価基準

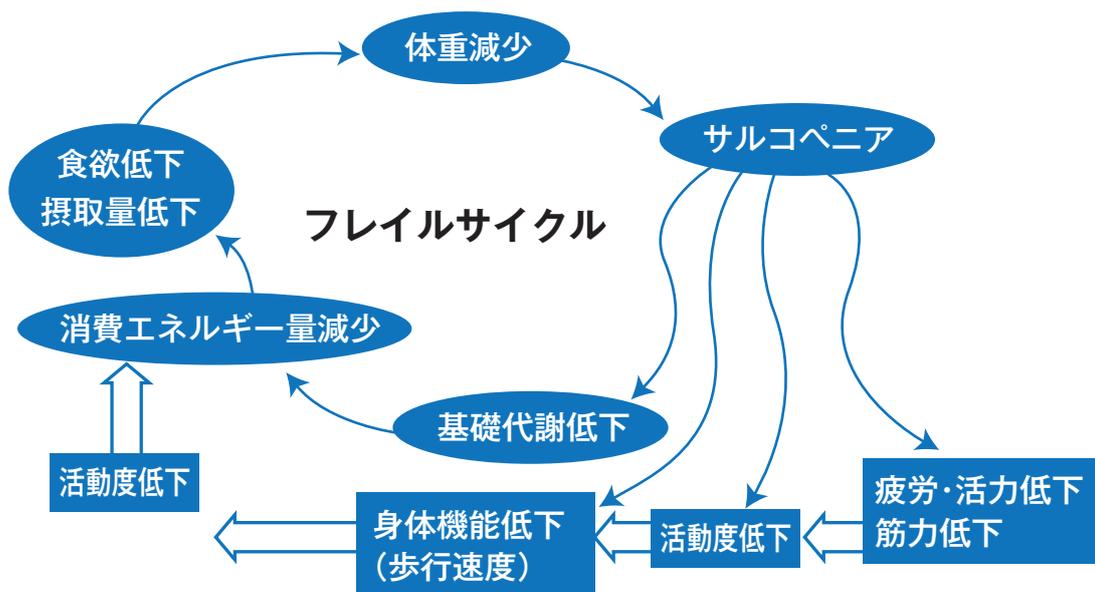
- 1) 力が弱くなった（筋力低下）
- 2) 活動量の低下（不活発）
- 3) 歩く速さが遅くなった
- 4) 疲労感
- 5) 体重減少
- 1)～5) の3つ以上に該当する場合

表2. サルコペニアの診断基準

- (診断は項目1に加え、2または3を併せ持つ場合)
- 1. 筋肉量の低下
 - 2. 筋力の低下
 - 3. 身体能力の低下

表3. 原因別サルコペニアの分類

- 一次性サルコペニア：
- 加齢性サルコペニア（加齢以外に原因がない）
- 二次性サルコペニア：
- 活動に関連（寝たきり、不活発、無重力状態が原因）
- 疾患に関連（臓器不全：心、肺、肝、腎、脳など、炎症性疾患、悪性腫瘍など）
- 栄養に関連（摂取量不足、吸収不良、消化管疾患など）



Xue QL, et al. J Gerontol A Biol Sci Med Sci. 2008; 63: 984-90 改変

図1. フレイルサイクル

強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び運営マニュアルの作成に関する研究 — 都道府県を対象としたアンケート調査(経過報告) —

研究部研究課研究係 佐々木 茜

国立のぞみの園（以下、当法人）では平成25年度より強度行動障害者への支援に関する調査研究に取り組んでいます（過去の研究内容については、17ページをご参照ください）。平成30年度は障害者総合福祉推進事業補助金を受け、「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び運営マニュアルの作成に関する研究」を行っています。本稿では、各都道府県における強度行動障害支援者養成研修実施状況と課題把握を目的として行ったアンケート調査の経過について報告します。

I. 調査の背景、概要

当法人では、平成25年度より強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を開始し、平成26年度より、基礎研修の上位研修として強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を開始しました。

基礎研修は、「強度行動障害者への支援に必要な基礎知識を学ぶ」、実践研修は、「基礎研修に基づき、支援手順書の作成やモニタリングなどを、チームで行うためのノウハウを学ぶ」内容となっています。

(1) 調査の背景

最新のデータでは、国立のぞみの園が行った指導者研修の受講者数は以下の通りです。



■基礎研修修了者数

・平成30年度 87人（平成25年度～ 622人）

■実践研修修了者数

・平成30年度 87人（平成26年度～ 502人）

また、都道府県における強度行動障害支援者養成研修の受講者は以下の通りでした。

■基礎研修修了者数

・平成29年度 16,345人（平成26年度～ 39,780人）

■実践研修修了者数

・平成29年度 8,028人（平成27年度～ 19,823人）

平成30年度の障害者福祉サービス等の報酬改定により、強度行動障害支援に関する加算対象サービスとして、新たに生活介護、障害児通所支援、計画・障害児相談支援が追加されました。こうした変化をふまえ、各地方自治体では、これまでよりも多様な職種や経験を持つ受講希望者が増加していますので、新たな研修カリキュラムや運営方法を検討することが求められています。

(2) 調査の概要

当法人が行う今年度の調査研究では、専門家による検討委員会とワーキンググループを設置し、

■強度行動障害支援者養成研修の研修カリキュラムや運営上の課題点及び都道府県独自の工夫を把握し、

■新研修カリキュラム案、運営マニュアル案を作成します。

その基礎資料を得るため、7月23日～8月9日の期間に、都道府県の研修担当者を対象とした電子メール方式によるアンケート調査を行いました。調査内容は、強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）の各講義・演習に対する「カリキュラム改訂」「運営上の工夫」などについての回答をいただきました。

II. 都道府県担当者向けアンケートの結果

アンケート調査の結果、38の都道府県から回答が得られました（9月7日現在、回収率80.9%）。以下、アンケートから得られた主な意見を紹介します。

(1) 研修カリキュラムに関する主な意見

①基礎研修について

- ・新しく加算対象となった障害児通所支援事業所などの受講者には、強度行動障害者支援の経験が少ない者が相当数であることが予想されるため、事前に映像資料を視聴してもらい、カリキュラムに疑似体験、ロールプレイなどの体験型のプログラムを入れるなどの工夫が必要ではないか。
 - ・感覚の過敏さ、理解／表出コミュニケーションの苦手さなどの特性を理解する「冰山モデル」、当事者ではなく周囲の環境の方を工夫する「構造化」などは大事な内容なので、時間をかけて学べるようにしてはどうか。
 - ・個々の対象者ごとに作成された支援手順書に沿い、一貫性のある取組みをすることや、記録をきちんとつけることなどのチームアプローチの基礎を学べるような演習を位置づけてはどうか。
- など。

②実践研修に関する主な意見

- ・対象者のアセスメントや支援手順書の作成、記録を元にした再アセスメントといったプロセスを学ぶために、具体的な事例を材料として丁寧に迎れるようにしてはどうか。（従来の研修内容では、教材のプロセスが断片的になっていた、との反省）
 - ・事業所だけでなく、保護者会、他職種（教育、医療、行政、児相）などとの連携方法についても、具体的に検討できるようなプログラムを入れる工夫が必要ではないか。
 - ・強度行動障害者支援に携わる職員のメンタルヘルスに注目し、そのケアやモチベーションに関する取組みについて、事業所の管理者を含めて考えられるようにしてはどうか。
- など。

(2) 運営マニュアル上の課題・工夫点

強度行動障害者支援者養成研修の運営に関して、各都道府県において共通する対応と工夫点は、以下の3点が挙げられました。

①受講者の増加への対応

- ・開催回数を増やす。
 - ・受講者に優先順位をつける（例：行動援護・重度訪問介護事業所を優先する）
- など。

②講師確保の工夫

- ・講師の確保を効果的に行う（例：講義は大ホールで1回にまとめて少人数の講師で行い、たくさんの講師が必要になる演習は適切な人数に分けて別日程で行う。
 - ・DVDの活用（質問に対応できる講師を確保した上で）
- など。

③受講者のフォローアップ

- ・独自に専門研修、事例検討会を開催する。中にはコミュニケーションツールを活用して日常的に情報交換を行う、ヘルプデスクを設置して、支援上の悩みが相談できるようにする。
- ・また、専門家によるアウトリーチ型の研修、事業所の管理者を集めて研修成果の確認をしてもらうなど、受講者のみではなく職場全体への周囲の理解拡大を意識した実践もあった。

III. 今後の予定

今回のアンケート調査で得られた意見を参考に、研修カリキュラム改定案の作成を進めています。改定案は、10月31日（東京会場）と12月7日（大阪会場）の「強度行動障害者支援者養成研修・実践報告会」において提示し、参加された皆さんと意見交換を行う予定です。

さらに、都道府県独自に行っている強度行動障害者支援者養成研修に関する取組みについて、詳細な把握を行うためのヒアリング調査を予定しておりますので、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

『成長』のために大切なこと

診療部長 成田 秀幸

子どもはどのように『成長』していくのでしょうか？今回はこの『成長』というキーワードについて、私自身が考える『成長』のための大切な要件、①安心・安全、②キーパーソンの存在、③自己肯定感・自己効力感、について考えてみます。



①安心・安全

子どもに限らず、人間は人間自身の中だけで成長していくわけではありません。常にいろいろな意味での環境にさらされ、個人と環境との相互作用により、学習・経験が積み重なり成長へとつながります。学習、経験のためには、周囲の環境に対して、自らアプローチをする意欲や主体性が重要ですが、その土台として必要なのが、環境に対して『安心・安全』であるという実感です。では、どんなことが『安心・安全』を保障することにつながるのでしょうか？まず、身体的な危機にさらされない環境を確保することが重要であることは言うまでもありません。そのほか、周囲の状況が理解できること、先の見通しが持てることなど“想定内”であることも大切です。不快な刺激から守られ環境がそれなりに心地よいことも大切です。大人をはじめ周囲の人にとってはありふれた環境であっても、その子自身が不安を感じていれば、『安心・安全』を保障できているとは言えないのです。私自身も診療で出会う自閉症のある子を通じて、わからないこと、(本人にとっては)“想定外”のこと、不快な刺激にさらされ続けることがいかに辛いのか、という

ことを目の当たりにしてきました。また、それと同時に、特性に配慮された療育の場を大好きになって、来るのを楽しみにしている様子や、特性を含めその子を理解し、寄り添おうとする大人に自ら近づき関わろうとするようになる様子もたくさん見てきました。

自閉症のあるお子さんに、視覚的な手がかりを積極的に用い、環境の構造化に努め、刺激を整理するという療育的なアプローチは、この『安心・安全』、いわば成長の土台となる心理的な環境を提供しているという側面もあるのです。

②キーパーソンとの良好な関わり

E.H. エリクソンの心理社会的発達理論にも、各発達段階において重要な関係性、キーパーソンの存在が掲げられているように、情緒、社会性など、子どもの心理面の成長には、キーパーソンとの良好な関わりが不可欠です。良好な関わりを実現するためには、いくつかの要点があると思いますが、私が診療を通じて大切だと感じていることを2点あげたいと思います。

一つめは、「キーパーソンが良いコンディションであること」です。①でも書きましたが、キーパーソンとの関わりも、個人(子ども)と環境(キーパーソン)との相互作用と考えることもできます。“子育て”というキーワードからは、親が子どもに「愛情」を与え「しつけ」をする、“教育”というキーワードからは、教師が生徒に「学習」を指導する、といったイメージがありますが、大人が子どもに伝えようとしていること以上に、伝えているつもりではないことが実はたくさん伝わっています。キーパーソンがイライラしていたり、不安が強かったり、体調が悪く体力が落ちていれば、それらのことも子どもに大きく影響します。その意味で、

場から

子どもにどう関わるかという以前に、キーパーソンのコンディションを整えることが、子どもの成長のためにとても重要です。子育て支援、心理教育による障害特性の理解促進など、親やきょうだい、家族の心理的なサポート、また経済的なサポートなどが重要で効果的であることは、治療・支援の現場でしばしば感じることです。

二つめは、「コミュニケーションを成立させること」です。コミュニケーションは、一方的なものではなく双方向性です。幼い子に話しかけるときの大人は、子どもの目線の高さに合わせてしゃがんで、普段よりゆっくりと平易な言葉を、丸みを帯びたやわらかい声色で微笑みかけながら伝え、子どもの話に笑顔でうなずき、じっくり耳を傾けることを自然にしています。こうすることで、子どもは伝えられたことをよく理解でき、伝えたい意欲が増し、双方向性が促進されます。逆に、大人側に合わせることを子どもに求めてしまっているようなシチュエーションでは、子どもは大人側の発信を理解できなかつたり、伝えるのをやめてしまつたりしてしまい、双方向性が担保されず、コミュニケーションにはなりません。子どもとのコミュニケーションを成立させるために、大人側の発信を子どもが安心してキャッチし、よく理解できるように、また、子どもが大人側に伝えたいというモチベーションが高まるように配慮・工夫をすることが大切です。

自閉症がある子どもの場合には、視覚的な手がかりやツールを積極的に用いること、言葉かけは短く、具体的に、ポジティブに伝える、話し言葉をこだわらずその子なりの発信の仕方を尊重し、キャッチし、意味を捉えるなどの工夫により、コミュニケーションが促進するという手ごたえを、診療を通じて感じています。

③自己肯定感・自己効力感

子どもの知識が増え、技術が上がるようにと、大人は一生懸命になって教えたり、叱咤激励したりします。それらが効果をあげ、子どもの成長につながるの、教え方や励まし方といった技術的なこと以上に、受け手である子ども側の“準備状態”がとても重要です。“準備状態”とは『自

己肯定感・自己効力感』が積み重なっているかどうか、ということ。では『自己肯定感・自己効力感』を育むにはどうしたらよいのか？大切なのは、①安心・安全と②キーパーソンとの良好な関わり、そして“成功体験”です。

長所も短所も、苦手も得意も、ありのままの自分を、頭ごなしに否定・非難されるのではなく、キーパーソンとの関わりの中で、「理解され、受け入れられている」と実感することが自己肯定感につながります。自己肯定感が損なわれていると、どうせ自分はダメだ、という思いにつながりやすく、大人からの働きかけを受け入れることに消極的になり、叱咤激励を被害的に受け止めてしまつたりして、成長にはつながりにくくなります。大人側からの働きかけを、子どもが肯定的な姿勢、態度で受け入れられるためには、指導や関わりの中で決まるのではなく、日常的な自己肯定感の積み重ねにかかっています。

そして、新しいことを身につける意欲や課題を乗り越えるための粘り強さは、課題や困難に取り掛かる以前に、“自分にはクリアできそうだと感じられること、すなわち自己効力感が不可欠です。自己効力感とは、根拠なく「君ならできる！」と励ますだけでは身につけにくく、確実に積み重ねるには“成功体験”が有効であり必須です。「うまくいった」「できた」という子ども自身の実感こそが重要なのです。とはいえ、子どもが自分の力だけで成功体験を積んでいくことは困難です。大人の役割は、成功体験につながるような“おぜんだけ”をすることです。その子の今の力、得意や苦手、どんなことに興味を示すかを把握し、達成できそうな、その子にあった適切な目標を設定することが重要です。

以上、今回は、子どもが『成長』するために大切なことを書いてみました。書き終えてみると、子どもに限らず、大人にとっても大切なことではないかとも思います。しかし大人と違うのは、子どもがこれらの条件を自分だけでそろえるのは困難だということです。大人が役割を果たすことで条件を整え、子どもの『成長』を温かく支え、見守っていききたいものです。



共に生きる

Column

のぞみの園ふれあいゾーンが 平成30年度 たかさき環境賞を受賞

総務部総務課企画係長 富田 昭広

「のぞみの園ふれあいゾーン※1」が、平成30年度たかさき環境賞※2を受賞し、平成30年6月9日（土）、高崎市内の「もてなし広場」においてその表彰式が行われました。

のぞみの園ふれあいゾーンについては、過去の紙面でもご紹介しておりますが、「香りをつなぐ共生社会～障害のある人もない人も花々や木々の香りの空間～」をコンセプトに、国立のぞみの園の利用者はもとより、外部の方にもご利用いただける施設です。

のぞみの園ふれあいゾーン内にある、それぞれの施設の概要をご紹介させていただきますと、ふれあい香りガーデンは、四季折々の花々や木々の香りに満ちあふれています。ガーデンは、「ときめきゾーン」と「癒やしゾーン」に分かれています。「ときめきゾーン」は、来園者の心をときめかせるような香りの木々を中心に、「癒やしゾーン」は、心を落ち着かせ、気力を回復させてくれるような香りのハーブを中心に配しています。施設利用者の方々とそのご家族が心をときめかせながら再会し、心ゆくまで語り合い、しばしの別れを惜しむ、その一助になるような空間を演出しています。

ふれあい彩り広場は、管理棟前の広場に車いすで散策できる通路を整備するとともに、円形・四角形などの花壇に季節の草花を植栽した憩いの場所です。季節に応じて色鮮やかに変化していく広場の様子が楽しめます。また、周囲には記念植樹としてイロハモミジやハナミズキなどが植栽されています。

ふれあい御休所は、「ふれあい香りガーデン」や「ふれあい彩り広場」を散策した後に、ふらりと立ち寄って、日本庭園を眺めながら、お茶を一服したり、お弁当を広げることができる休憩所です。ゆったりと流れていく日本の美

と向き合える心安まる和の空間を創り上げています。

なお、授賞式当日は天候にも恵まれ、同場所で開催されていた環境フェア2018（高崎市主催、6月5日の「環境の日」と6月1日～7日の「水道週間」にちなみ、環境への理解を深めるイベントとして開催）の会場においても大勢の方が訪れておりました。

表彰式には、当法人深代理事長が出席し、高崎市環境部長より表彰状及び楯を授与されました。

のぞみの園ふれあいゾーンには、これまで多くの地域の方々が訪れており、国立のぞみの園が今まで以



上に地域の方々にとって身近な存在となり、当初の目的であった障害のある人もない人もふれあい、交流していくという共生社会の実現を目指すシンボルであり続けるよう、今後も維持、管理に努めていきます。

※1 のぞみの園ふれあいゾーン

のぞみの園の敷地内にある「ふれあい香りガーデン」、「ふれあい彩り広場」、「ふれあい御休所」を総称して、「のぞみの園ふれあいゾーン」と呼ぶ。

※2 たかさき環境賞の趣旨

高崎市の良好な環境の保全及び創造に向けて顕著な功績があった者及び先進的な環境保全に向けた取り組みを実践した者、又は団体を対象。

第19回日本認知症ケア学会大会 におけるポスター発表

生活支援部生活支援課ひのき寮生活支援員 四方田 武瑠

6月16日17日と2日間に渡って、第19回日本認知症ケア学会大会に参加しました。今回の大会は、「あなたの隣にいます 認知症の人も、わたしも」といったテーマで企画され、佐久大学看護学部看護学科の堀内ふき大会長が中心となって開催されました。場所は新潟県新潟市にある朱鷺メッセで行いました。

認知症ケア研究チームとしては、今回で4回目の参加となり、私はチームを代表して、「認知症の診断名別に見た知的障害者の行動の変化と支援に関する研究」の研究内容をもとにポスター発表を行いました。質疑応答を含めて、10分程度の持ち時間でしたが、沢山の方に発表を聞いていただくことができました。また、発表前には、じっくりポスターを読んでいる方もいました。発表後に座長を努めていた東北福祉大学の吉川悠貴先生より質問を含めて講評をいただきました。

今回の大会でのポスター発表者数は、169人と大変多

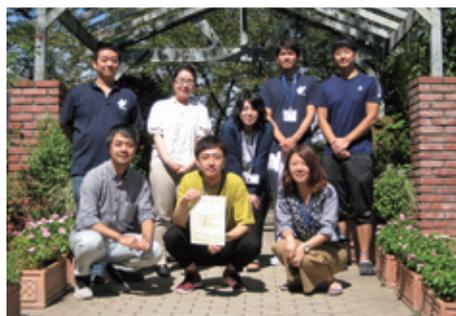
かったですが、知的障害者の認知症をテーマにした発表は、私以外になく、医療やリハビリの分野、地域ケアの分野が多くあった印象を受けました。そして、学会を終了してから1か月後に、「日本認知症ケア学会平成30年度石崎賞」に選ばれたとの知らせがあり、賞状も一緒に届きました。この賞は、私の発表を含め17人しか選ばれておらず、大変驚いています。石崎賞を受賞したということは、高評価して頂いたと同時に、今後の研究に向けて期待もされているのだと感じました。

また、石崎賞を受賞することができたのは、認知症ケア研究チームのメンバー、調査研究にご協力して頂いた方々のお力添えがあつてのことであり、皆様に深く感謝申し上げます。

今回の研究発表につきましては、前回のニュースレターに掲載しています。のぞみの園ホームページからもご覧になれます。

【調査研究の背景と目的】

のぞみの園では、調査を開始してから7年間で、延べ55の方が認知症と診断されましたが、診断名はアルツハイマー型認知症に限らず、脳血管性認知症、ピック病など、多岐にわたっています。そこで本研究では、のぞみの園で生活する知的障害者のうち、認知症罹患者を対象に、罹患した認知症の種類、それぞれの本来の人となり、認知症発症前後の行動の変化、その後の経過等を整理し、知的障害者でも認知症の診断名の違いによる症状の出方、必要な支援についてまとめ、支援の基礎資料とすることを目的としました。



Column

日中活動【農園芸作業】
～じゃがいも収穫祭～

地域支援部社会生活支援課社会生活支援係 渡邊 守

当法人の自活訓練ホームは、矯正施設を退所した知的障害のある方々を専門的に受入れています。これまで受入れた入所利用者は、10代から60代までと年齢層も幅広く、利用者の生活歴や障害特性も様々です。

自活訓練ホームは、矯正施設から直接退所者を引き受け、2年間の有期限利用中に、生活訓練及び、個人の課題に合わせた支援を行い、次の生活の場につなげる、いわば中間施設のような役割を担っています。

今回は、実際のホームの日中活動である「農園芸作業」の一コマをご紹介します。農園芸作業は、主にホームに入所した初期の段階で、体力面の維持・増進や作業能力のアセスメントを行うために取組みます。先ほど説明したように、年齢層や障害特性の異なる小集団の中で、他者と協調、協同しながら作業を行うことはとても大変です。例えば、矯正施設に長期間収容されていた方や、度重なる再犯で複数年受刑された経験を持つ利用者については、ご本人の体力も相当落ちてしまっているため、その時の身体的な機能などを考慮しながら無理のない範囲で作業を提供する必要があります。そうすると、他者から「あの人だけ休み時間が多い」「座り込んで何もしていない」など、不満や批判が出ることもしばしば見られます。逆に少年のケースでは、体力的にあり余ることから、ご本人も「あれもできる、これもできる」とやる気だけが先行してしまうことがあり、活動時間を意識しながら、自分のペースを守って作業をするということが難しい方もいます。このように一人ひとり特性上の課題だけでなく、体力面や気力など全く異なる人たちが集まり、一緒に活動する過程の中で、「人はそれぞれ違うことを知り、お互いを認め合う」ことを体験し、積み重ねていくことで対人コミュニケーションの向上に繋がることが期待しています。

今年は春先に植えたじゃがいもが、すくすくと成長したので、法人が設置・運営している児童発達支援センターに通う子どもたちを招待し、今夏に「じゃがいも収穫祭」を行いました。実際に収穫祭に参加したホーム利用者の感想を、ご本人の許可を得て掲載します。

Aさん：「いもほり体験で、子どもたちと一緒にいもほりができて楽しかったです。いっぱいじゃがいもが取れて良かったです。でも、暑くていもほりが大変でした。でもまたやりたいです。」

Bさん：「正直、こんな暑い中いもほり大会するの嫌だなー、大変だなーと思っていましたが、子どもたちと一緒にいもほりをやると聞いたので、楽しみにしていました。実際にじゃがいもがなっている畑を見て感動しました。最初は荒れた畑から毎日草むしりをしたり、天地返しをしたりして畑っぽくなってきたなど、小さな感動をしたのを覚えています。畑の形になってきたら、今度は種芋を植えてうまく育つか？と不安に思いましたが、植えてから1か月くらいしたら、ちょこんと芽が出てきてとても嬉しかったです。あと、畑周りにはイノシシとかもいるので、収穫する前に荒らされないか不安でしたが、ちゃんと収穫も終わられたので良かったです。自分たちが1から育てたじゃがいもを、子どもたちがキャーキャー言って楽しそうに収穫を手伝ってくれたので、頑張ってやってよかったなと思いました。」

ホームに戻り、収穫したじゃがいもをすぐに自分たちで調理して、コロケとポテトサラダを作りました。「自分たちで育てた野菜を自分たちで調理して食べる」このような経験が少ない方々ですので、とても貴重な体験になったと思います。

収穫までの間、暑い日も草取りや水やりを継続して取り組み、無事に収穫までたどり着いたことは、これまでの努力が報われたことでもあり、収穫を終えた後の生き生きとした利用者の

表情から、満足感と達成感を得られたことが、何よりも大きな収穫だったと考えています。



のぞみの園 ふれあいゾーンだより



9月に入り、今夏の猛暑が和らぎ、ふれあい香りガーデンでは、そろそろ秋の装いが始まりつつあります。ガーデン内の花々や木々を鑑賞しながら、ご来園いただいた皆様に心地よい時間をお過ごしいただきたいと願っています。

研修・養成

のぞみの園では、障害福祉や保健医療に従事する皆さまに対して、全国の障害者支援施設や関係機関などで課題となっている「高齢の知的障害者等への支援」や「著しく行動障害等を有する者等への支援」、「矯正施設等を退所した知的障害者への支援」、「発達障害児・者等への支援」などをテーマに取り上げ、支援の現場で役立たせていただくために、下記の研修会やセミナーなどを開催します。

皆さまのご参加をお待ちしております。

I 強度行動障害支援者養成研修実践報告会

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ②期 日／東京会場：平成30年10月31日(水)
大阪会場：平成30年12月7日(金)
- ③場 所／東京会場：KFC Hall & Rooms(東京都墨田区)
大阪会場：エル・大阪(大阪府中央区)

II 国立のぞみの園福祉セミナー2018

1. 高齢知的障害者支援セミナー

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ②期 日／平成31年1月24日(木)
- ③場 所／高崎シティギャラリー(群馬県高崎市)
- ④定 員／200名
- ④募集案内／10月末を予定しています。

III 矯正施設を退所した知的障害者への支援研修

2. 非行・犯罪行為に至った知的障害者を支援し続ける人のための双方向参加型研修会(実践者研修会)

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ②期 日／平成31年2月14日(木)～15日(金)
- ③場 所／KFC Hall & Rooms(東京都墨田区)
- ④募集案内／11月末を予定しています。

IV 障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ②期 日／平成31年1月18日(金)
- ③場 所／品川フロントビル会議室(東京都港区)
- ④募集案内／10月末を予定しています。

V 国立のぞみの園支援者養成現任研修

- ①コース／・高齢知的障害者支援コース
・行動障害者支援コース
・矯正施設を退所した知的障害者支援コース
・発達障害児支援コース
- ②期 日／平成30年4月～平成31年3月(随時受入)
- ③場 所／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ④募集案内／現在受付中です。当法人HPをご覧ください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

国立のぞみの園 事業企画部研修・養成課
(担当：新井)

TEL027-320-1357 FAX027-320-1368

ボランティア募集

一般の方および学生(個人・団体)のボランティアを募集しています。ご興味、ご関心のある方は、下記までご連絡ください。できること、得意なこと、してみたいことなど、ご希望のボランティア活動を探すお手伝いをさせていただきます。

お問い合わせ先／国立のぞみの園 事業企画部研修・養成課(担当：岩田)

TEL 027-320-1322

強度行動障害支援者養成研修【基礎研修】 受講者用テキスト

本書は、強度行動障害支援者養成研修の「基礎研修」用テキストです。研修の内容を単元ごとに整理し、パワーポイントと対応する詳細な解説をまとめています。のぞみの園主催の指導者研修（国研修）では、このテキストをベースに研修を行っています。都道府県研修の際のテキストとして、同カリキュラムとなった「行動援護従業者養成研修」のテキストとして、ご活用ください。

なお「実践研修」のテキストはありません。



価格1,200円（消費税・送料込）

目次

- 1 【演習】情報収集とチームプレイの基本
- 2 【講義】強度行動障害とは
- 3 【講義】強度行動障害と医療
- 4 【演習】強度行動障害とコミュニケーション
- 5 【演習】行動の背景と捉え方
- 6 【講義】構造化の基礎
- 7 【講義】支援の手順書・記録・手順の変更
- 8 【実践報告】強度行動障害への支援の実際
- 9 【講義】強度行動障害と虐待防止
- 10 【講義】強度行動障害と制度

資料

- 1 研修の構成
- 2 研修の背景
- 3 【講義】強度行動障害と医療
- 4 【実践報告】居宅サービス
- 5 【実践報告】児童施設入所
- 6 【実践報告】成人地域生活
- 7 【実践報告】成人施設入所
- 8 【実践報告】家族からの提言
- 9 【講義】虐待防止方と身体拘束
- 10 【講義】強度行動障害と制度
- 11 事例集

あきらめない支援

行動問題をかかえる利用者に対する
入所施設における実践事例集

- 他の利用者の些細な振る舞いが気に入らず突き飛ばしてしまう
- 興味のあるゴミを見つけると車がかかっても拾いにいこうとする
- 調味料や洗剤を飲み干す

このような行動が頻繁に見られる利用者に、快適な生活を保障するためには…

自閉症の方への支援を提供する中で驚き・喜び・成果が見られない焦りなど、多くのエピソードをたくさん詰めた実践事例集となっています。



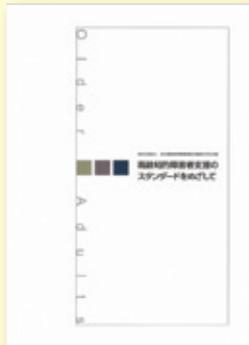
価格1,000円（消費税・送料込）

目次

- 1 実践事例に登場する6人のエピソード
- 2 実践のポイント1：4つの基本戦略
- 3 事例1：ちょっとしたことがきっかけでパニックになるAさん
- 4 実践のポイント2：余暇と自立課題
- 5 事例2：毛布とお風呂が大好きなBさん
- 6 実践のポイント3：意味ある活動とスケジュール
- 7 事例3：ちょっとした時間にいろんなものを口にするCさん
- 8 実践のポイント4：継続的なアセスメント
- 9 事例4：楽しいおしゃべりが止められないDさん
- 10 実践のポイント5：職員チームのチームプレイとその背景
- 11 事例5：水分補給に強いこだわりをもつEさん
- 12 事例6：扉を強く蹴って職員に意思表示しようとするFさん

高齢知的障害者支援の スタンダードをめざして

知的障害者においても深刻化している高齢化問題。骨折や転倒、がんや生活習慣病、そしてターミナルケア…。事業所として、親として、地域として、5年後、10年後の生活をどう支えればよいのか。現在の高齢知的障害者の生活の場や生活の実際、40代から準備すべきこと等を、分かりやすく図を使いながら紹介しているほか、高齢知的障害者の支援経験が豊富な実践者からの寄稿も集約しています。



価格1,000円（消費税・送料込）

目次

- 1 高齢知的障害者支援のあり方を考える
- 2 データで見る高齢知的障害者
- 3 高齢期のすこやかな生活を支える
- 4 中年期から将来に備える
- 5 知的障害のない発達障害者の高齢化
- 6 高齢知的障害者支援のスタンダードをめざして

- オピニオン
- ・知的障害者の陥りやすい疾患とその予防
 - ・高齢期の発達障害者は増えていくのか
- コラム
- ・知的障害者にとっての働き盛りとは
 - ・グループホームにおける高齢知的障害者への支援 ほか

50歳からの支援

認知症になった知的障害者

身の回りのことは自分でできていた方が、50歳を過ぎた頃から生活に変化が。上着の袖に足を通したり、通いながれた道で迷うようになったり…。年のせいかな？と思っていたら、実は認知症だったのです。本書は、知的障害者の認知症を疑う兆候や認知症になってからの生活の変化、認知症になった利用者に関わる中で得た支援員のポイントについて、8人の事例と共に紹介しています。



価格700円（消費税・送料込）

目次

- 1 日本は世界2位の長寿国
- 2 日本の知的障害者の寿命も延びている？
- 3 知的障害者が年をとると？
- 4 知的障害者が認知症？
- 5 知的障害のあるなしによって認知症に罹患した場合の違いはあるの？
- 6 大切なのは、支援や記録を振り返ること
- 7 事例に出てくる8人の戸惑い
- 8 支援のポイント
- 9 変化に気づくために大切なこと ほか

事例で読み解く障害者虐待

「これも障害者虐待になるの?」「こんな場面に遭遇したらどうすればいいのかな...」。実は身近に起きている障害者虐待。現実的な対応方法について、養護者、障害者福祉施設従事者、使用者等による虐待事例を紹介しながら、分かりやすく解説しています。また、障害者虐待を予防するための取り組み事例も紹介しています。障害福祉関係者や当事者、自治体職員、家族会、勉強会に最適の一冊です。



価格 **1,000円** (消費税・送料込)

目次

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| 第1章 テキストを読むにあたって | オピニオン |
| 第2章 養護者虐待 | ・従事者虐待からの立ち直り |
| 第3章 障害者福祉施設従事者等虐待 | ・蒲郡市における障害者虐待防止法の運用と課題 ほか |
| 第4章 使用者虐待・その他 | |
| 第5章 障害者虐待防止法のおさらい | コラム |
| 第6章 本書を読み終えて... | ・島根県版マニュアルの紹介 ほか |

子どもたちがおしえてくれたこと

—発達障害の子どもたちと向き合う臨床の現場から—

のぞみの園の診療所で、発達障害のある子どもたちを診察している有賀道生先生。診察の現場で体験したことや感じたことを「臨床の現場から」というタイトルで、ニュースレター（のぞみの園発刊）に寄稿してきました。その中から全 15 の短編を1冊にまとめました。発達障害のある子どもと向き合うご家族や支援者の方々におすすめてです。たくさんのお話を、子どもたちは教えてくれます。



価格 **700円** (消費税・送料込)

目次

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ・常に「オンライン」な子どもたち | ・「委託医」として |
| ・「SNS」は安全?危険? | ・「障害者虐待防止」について |
| ・親子の「共同作業」 | ・対話には「コツ」がある |
| ・「種まき」と「水遣り」の繰り返し | ・こどもの気持ちを「日常の1コマ」に例えてみよう |
| ・こどもの「水先案内人」になること | ・「居場所」と「つながり」が子どもに必要な |
| ・こどもの「メンタルヘルスクエア」について | ・「何事もきめつけない」ようにしたい |
| ・子どもたちの「診療場面」の一風景 | ・満たされない「こどものころ」 |
| ・発達障害に関する「講演活動」より | |

理論と実践で学ぶ 知的障害のある犯罪行為者への支援

知的障害のある犯罪行為者に直接支援を行う機関で働く人等に向け、矯正施設退所後に社会に復帰するための支援について学べるテキストです。内容は、支援する心構えとしての基礎的知識を習得することを目的とした理論編と、実際に支援を行う上で必要な知識を習得することを目的とした実践編の2部構成となっています。



価格 **1,500円** (消費税・送料込)

目次

- 《理論編》
- 第1章 知的障害のある犯罪行為者への支援の必要性
 - 第2章 知的障害と犯罪の関係
 - 第3章 知的障害と犯罪行為を理解するためのアセスメント
 - 第4章 障害者福祉による介入・支援にあたっての要点
- 《実践編》
- 第1章 矯正施設退所に向けた支援期
 - 第2章 矯正施設退所直後からの支援期
 - 第3章 地域生活を継続するための支援期

司法の期待に 福祉はどう応えるのか

～福祉の自律性と司法との連携～

知的障害等のある犯罪行為者への支援において、社会福祉の側が司法の期待にどう応えるのかという視点だけでなく、どこへ向かっていくべきかという観点も含め、福祉の自律性と司法との連携の在り方が熱く論じられています。司法福祉とは何か? 福祉に求められる役割とは何か? そんな疑問を持つ司法関係者、福祉関係者の皆様に、是非読んで頂きたい一冊です!



価格 **1,200円** (消費税・送料込)

目次

- 第1部 基調講演 「司法の期待にどう応えるのか」
日本福祉大学名誉教授 加藤 幸雄
- 第2部 鼎 談 「司法と福祉」～福祉の自律性と司法との連携～
日本福祉大学名誉教授 加藤 幸雄
立命館大学法学部 森久 智江
山口県立大学社会福祉学部 水藤 昌彦

お問い合わせ
お申し込み

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

研究部研究課

TEL. 027-320-1445 [平日8:30 - 17:15]
FAX. 027-320-1391 [24時間365日受信可]

お問い合わせ先のご案内

○障害福祉サービス、地域生活支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のある18歳以上の人たちを対象に、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型・短期入所・日中一時支援を提供しています。

TEL.027-320-1416 【事業企画部支援調整係】

○障害児通所支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のあるお子さんを対象に、児童発達支援・放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を提供しています。

TEL.027-320-1388 【診療部発達支援係】

○外来・入院診療のご利用について

障害のある人たちが安心して受診できる医療を提供しています。健康診断や医療に関する相談等も受け付けています。

TEL.027-320-1327 【診療部医事係】

○障害者とそこご家族の相談について

障害のある人たちや障害のあるお子さんのご家族からのさまざまな相談に対応いたします。

TEL.027-327-3520 【事業企画部相談支援係】

○知的障害関係施設等で働いている人たちの相談について

障害者に対する支援について、知的障害関係施設等で働いている人たちからのさまざまな相談に対応いたします。

TEL.027-320-1366 【事業企画部事業企画係】

○研修会等の開催、実習生等の受入について

研修会やセミナーの開催、大学・専門学校などからの学生等の受入のお問い合わせに対応いたします。

TEL.027-320-1357 【事業企画部研修係】

○講師の派遣、ボランティアの受入、施設見学について

当法人は研修会などの講師として職員の派遣を行っています。このため、講師の派遣、ボランティアの受入や施設見学等のお問い合わせに対応いたします。

TEL.027-320-1322 【事業企画部養成係】

○刊行物のお支払い方法

刊行物をご購入いただいた際のお支払いにつきまして、お客様の利便性を図るため、ゆうちょ銀行の取扱いを始めます。

振込口座などの詳細は、同封の用紙をご覧ください。

編集事務局からのお願い

市町村合併や人事異動、事務所の移転などにより、住所や送付先名が変更になりました場合には、新しい送付先名等をFAXやEメールなどで事務局あてにご連絡をいただけますと幸いです。

お忙しい中お手数をおかけして大変恐縮ですが、よろしくお願い致します。

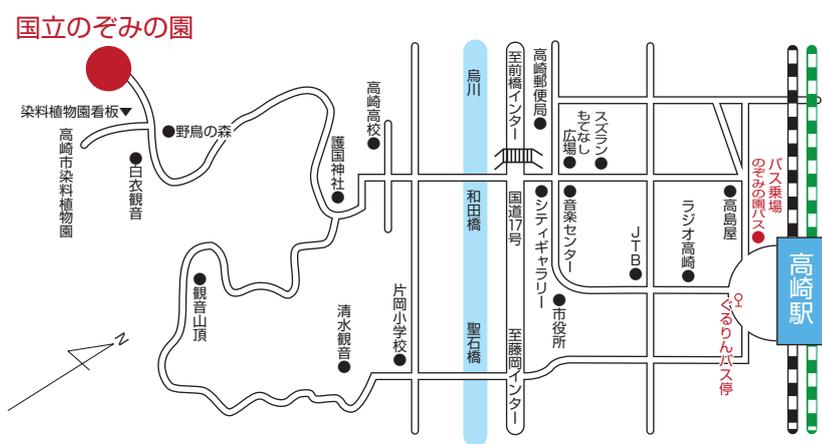
『ニュースレター』のバックナンバーは、ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> でご覧いただけます。ご関心を持たれた方はぜひご覧ください。

【ニュースレター関係連絡先】

TEL.027-320-1613（総務部）

FAX.027-327-7628（直通）

アクセスマップ



国立のぞみの園へのアクセス

1. タクシー利用
所要時間【JR高崎駅（西口）より約15分】
2. バスの利用
 - ①市内循環バス「ぐるりん」 乗り場8番
・系統番号13：JR高崎駅（西口）乗車
～「国立のぞみの園」下車
・系統番号14：JR高崎駅（西口）乗車
～「国立のぞみの園」下車
所要時間【約40分】
 - ②のぞみの園定期バス
所要時間【JR高崎駅（西口）より約25分】

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL.027-325-1501（代表）FAX.027-327-7628
URL <http://www.nozomi.go.jp> E-mail webmaster@nozomi.go.jp

ニュースレター

平成30年10月1日発行 第58号（年間4回（4月・7月・10月・1月）1日発行）

平成16年8月20日創刊

編集／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

制作／上武印刷株式会社

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2

TEL.027-325-1501（代表） FAX.027-327-7628（代表）

ホームページ <http://www.nozomi.go.jp>

E-メール webmaster@nozomi.go.jp



本紙は、「水なし印刷」「大豆油インキ」「古紙配合率70%再生紙」を使用しています。